

「夢・大地 みんなが愛する水の里」

— 新しい未来を描くランドデザイン —

登米市建設計画

平成16年6月

平成26年9月変更

令和5年12月変更

登米地域合併協議会

登米市

登米市

新しい未来を描くグランドデザイン

グランドとは、「大きな」「壮大な」という意味であり、デザインとは「設計」「図案」「構想」を意味します。つまりグランドデザインとは壮大な計画・構想などという意味を持ちます。

この「新しい未来を描くグランドデザイン＝登米市建設計画」は登米地域9町の合併により誕生する「登米市」のまちづくりの指針となるもので、いわば「登米市未来の羅針盤」ともいえるものです。

目 次

I 序論	1
1 登米地域の概況	1
(1) 位置と自然条件	1
(2) 社会的経済的概況	3
(3) 交通網	8
(4) 沿革	9
2 合併をとりまく社会的経済的動向	11
3 合併の必要性	11
(1) 生活圏の拡大と住民ニーズの多様化・高度化への対応	11
(2) 少子・高齢化の進展に伴う社会構造の変化への対応	12
(3) 地方分権の推進と行財政基盤の強化	12
4 計画の策定方針	13
(1) 計画の趣旨	13
(2) 計画の構成	13
(3) 計画の期間	13
II 新市まちづくりの将来像と基本的な整備方向	14
1 主要指標の将来見通し	14
(1) 推計手法による将来予測	14
(2) 新市における将来指標の目標値	20
2 新市まちづくりの基本理念と将来像	24
(1) まちづくりに向けての基本課題	24
(2) まちづくりの基本理念	25
(3) まちづくりの基本方向と将来像	27
3 新市まちづくりの基本的方向	29
(1) 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり	29
(2) 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり	31
(3) 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり	33
(4) 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり	34
(5) 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり	36
(6) 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり	37

4 土地利用と地域別整備の方向	38
(1) 市街地・集落	39
(2) 田園地帯	40
(3) 東部山林・中山間地帯	40
(4) 河川・湖沼地帯	41
5 新市まちづくりの戦略的施策	43
(1) 私たちの地域が自立していくために	43
(2) 若者が定住する活力ある地域を目指して	44
(3) 将来にわたり発展を続ける地域となるために	45

Ⅲ 新市まちづくり施策

1 分野別主要施策の推進	46
(1) 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり	46
(2) 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり	51
(3) 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり	55
(4) 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり	58
(5) 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり	61
(6) 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり	64
2 新市における県事業の推進	66
(1) 新市における県の主要施策	66
(2) 新市における県事業	69
3 公共的施設の運営と適正配置・整備	70

Ⅳ 財政計画

1 財政計画策定に当たっての主な前提条件	71
(1) 基本的な前提条件	71
(2) 歳入における主な前提条件	71
(3) 歳出における主な前提条件	72
2 前期財政計画	74
(1) 歳入	74
(2) 歳出	74
3 後期財政計画	76
(1) 歳入	76
(2) 歳出	76

I 序論

1 登米地域の概況

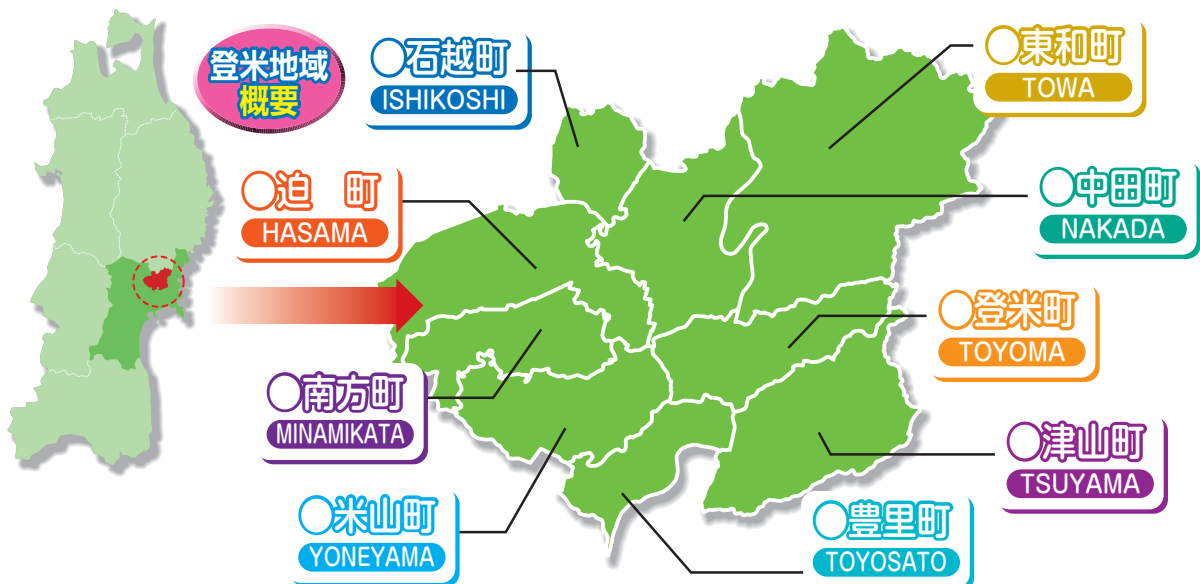
(1) 位置と自然条件

① 位置と地勢

本圏域は宮城県の北東部に位置し、東は本吉郡、西に栗原郡、南は桃生郡、遠田郡、北は岩手県に接しています。

西部には丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯となり、その間を広大平坦で肥よくな登米耕土が広がり、県内有数の穀倉地帯となっています。

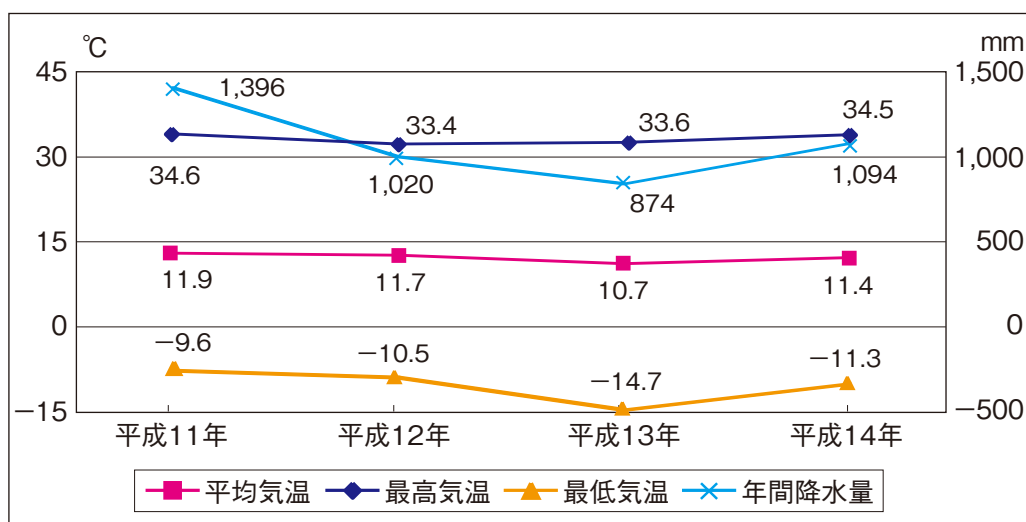
また、地域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、長沼が位置し、南部には平筒沼を有するなど、豊かな水辺空間が広がっています。さらに、南東部には南三陸金華山国定公園の一部を有するなど、本圏域は豊かな自然に恵まれた田園都市らしさをあらゆる所で醸し出しています。



② 気候

本圏域は南東部の一部において太平洋岸式気候を示していますが、大部分は内陸性気候となっており、最高気温と最低気温の差が大きく、平成14年の年間平均気温は11.4℃、年間降水量は1,094mmとなっています。

冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあつては温暖な住み良い条件下にあります。



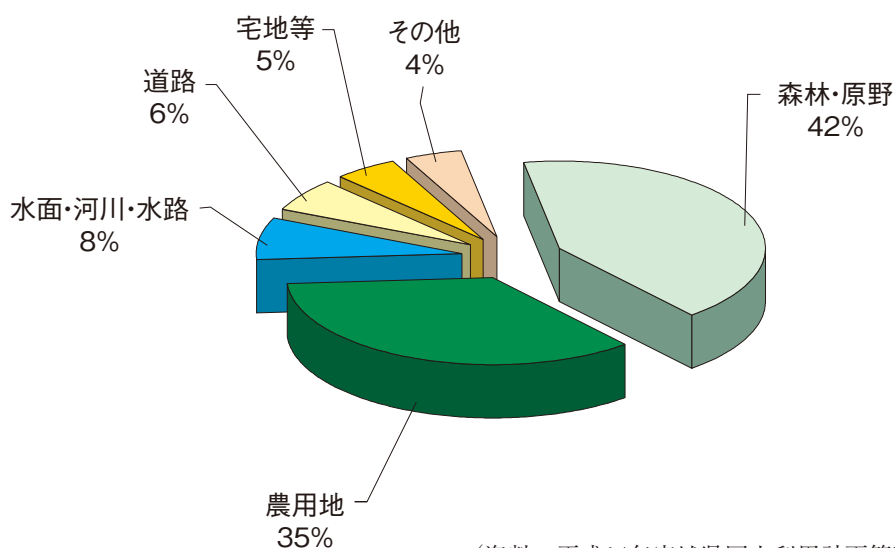
(資料：気象庁米山観測所)

③ 面積と土地利用

本圏域の面積は536.38km²です。

地目別では森林・原野223.44km² (42%) が最も多く、農用地188.1km² (35%)、宅地等27.32km² (5%) となっており、自然豊かな地域です。

◇土地利用の状況



(資料：平成14年宮城県国土利用計画管理運営資料)

(2) 社会的経済的概況

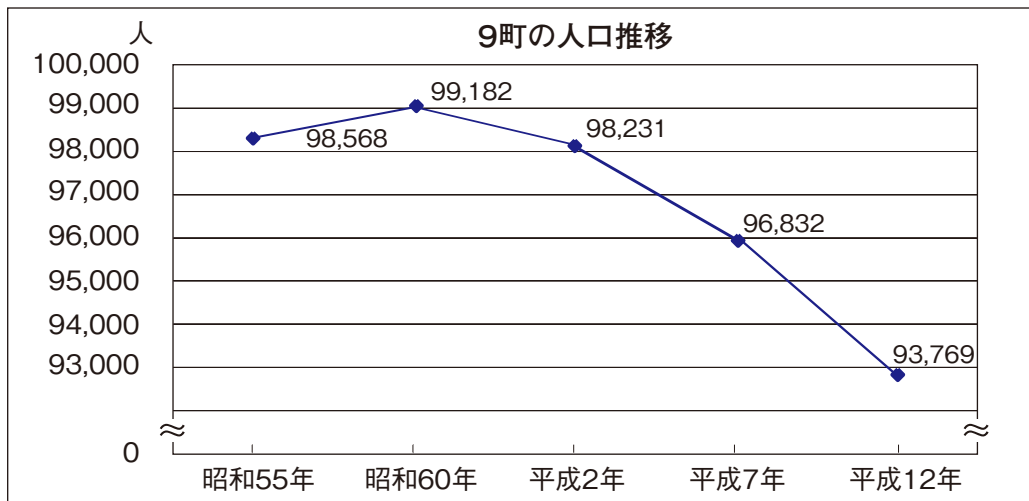
① 人口・世帯

総人口は平成12年には93,769人で、平成7年調査時より約3.2%減少しています。世帯数は24,864世帯で、増加を続けていますが、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化が進展していることが分かります。

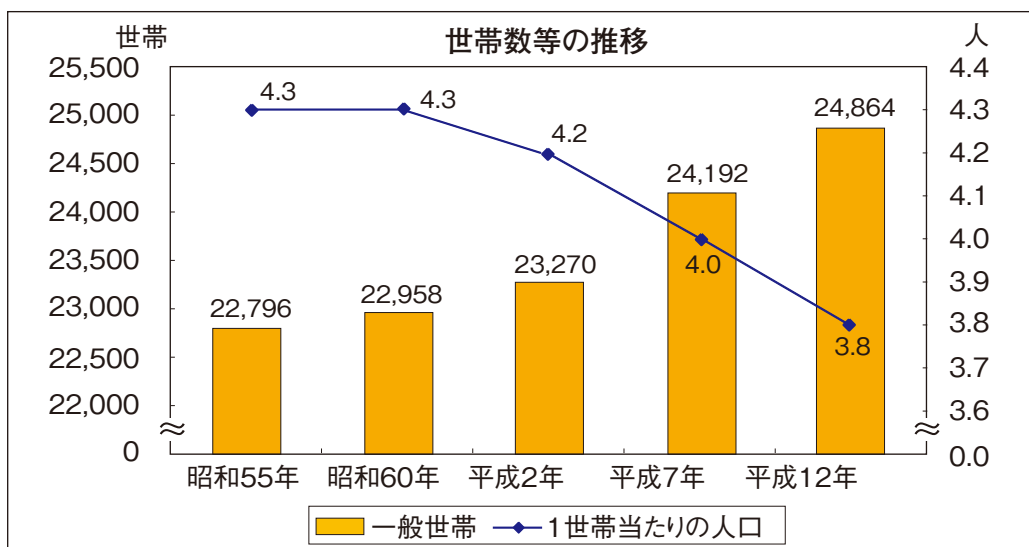
また、年齢別3階層人口で比較すると、平成2年から平成12年の10年間に、年少人口の割合は20.4%から15.0%に減少し、逆に高齢人口の割合が17.4%から25.2%に増加しており、少子・高齢化の進行が伺えます。

この状況で推移すれば、新市においても人口の減少、少子・高齢化が進むことが予想されます。

◇人口と世帯の推移

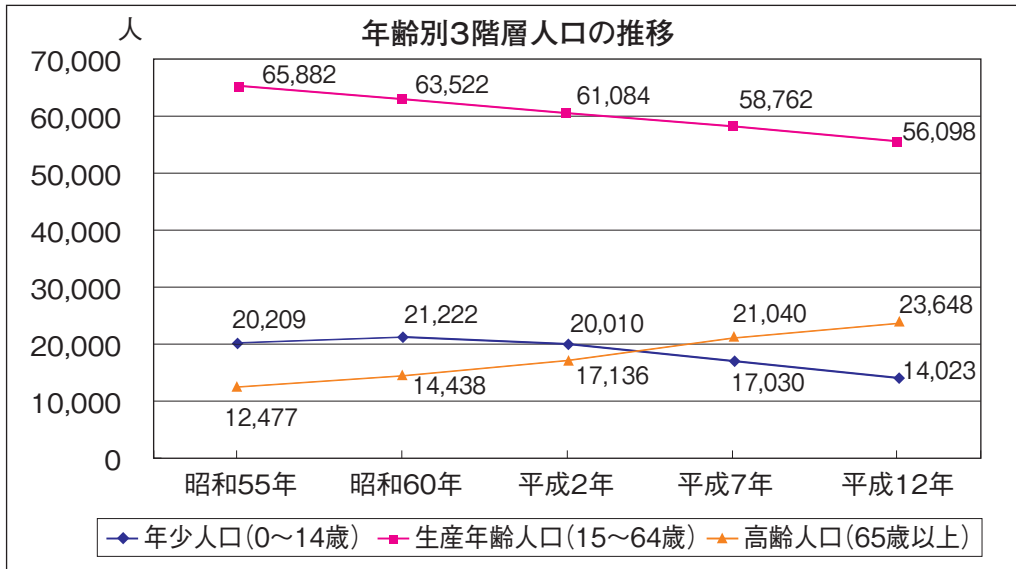


(資料：国勢調査)

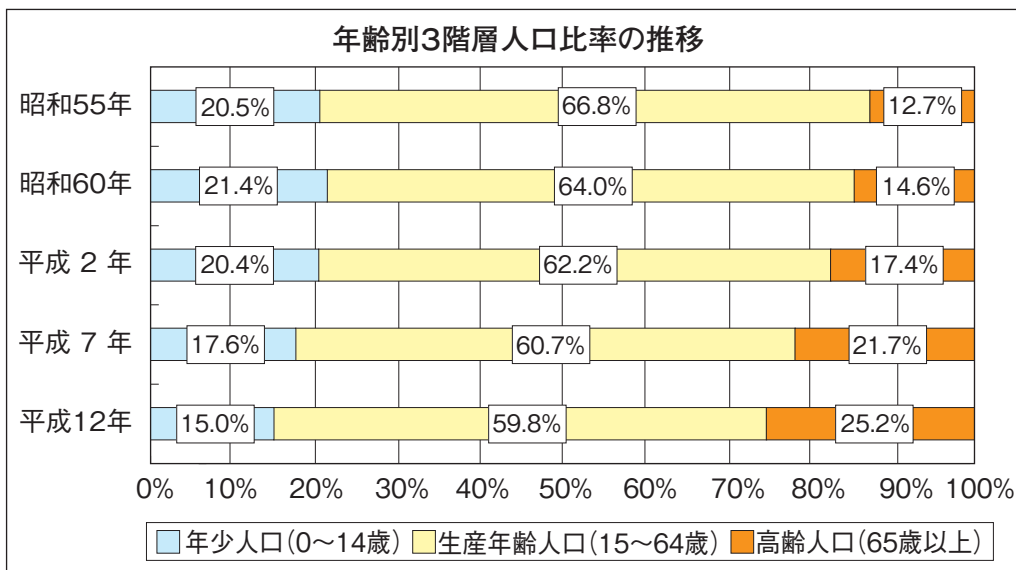


(資料：国勢調査)

◇年齢別3階層人口の推移



(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

② 産業別就業人口

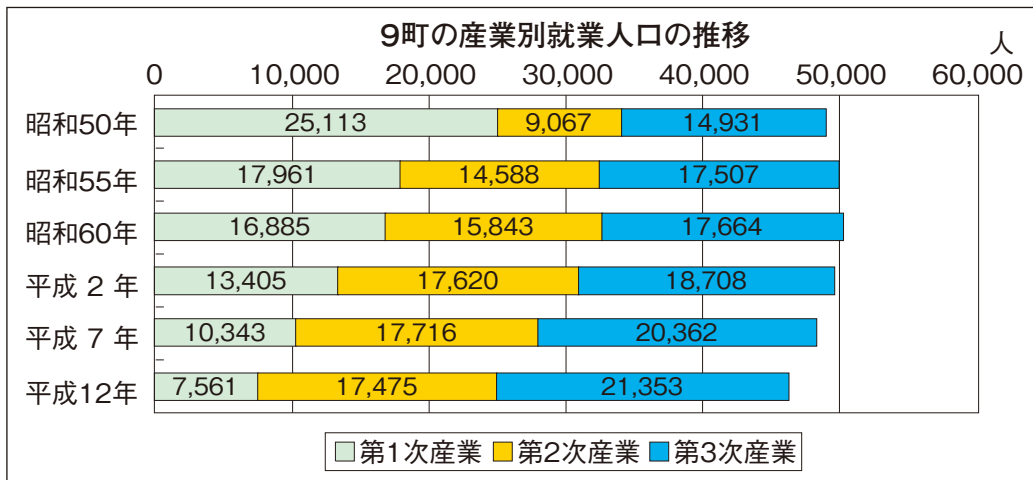
この四半世紀の間に産業別就業人口は、第1次産業から第2次産業と第3次産業へシフトしました。特に、第1次産業への就業人口の減少は著しく、平成12年には昭和50年と比べて、約1/3と大幅に減少しています。

かつて、本圏域の産業は、米を中心とした土地利用型農業を中核としていましたが、日本全土における社会構造の変化が本圏域でも同様に生じたことを如実に示しています。

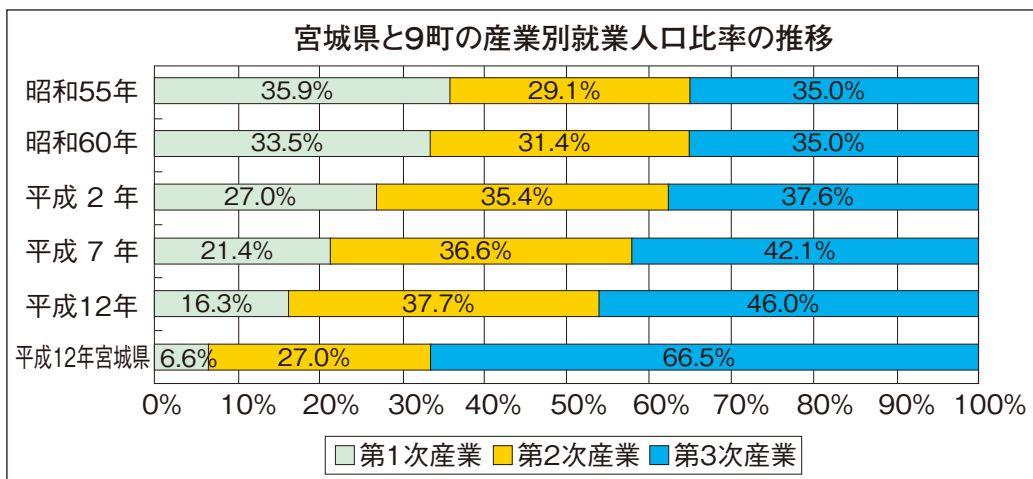
しかしながら、平成12年の本圏域における第1次産業への就業人口比率は16.3%であり、県平均の6.6%を大幅に上回り、本圏域における第1次産業の比重は依然として大きなものとなっています。（県内では栗原圏が17.1%で最も高く、本圏域は第2位に位置しています。）

また、第2次産業への就業人口比率は37.7%であり、これも県平均の27.0%に比べるとかなり高い値となっています。（県内では仙南圏が39.8%で最も高く、本圏域は第2位に位置しています。）

一方、第3次産業への就業人口比率は、46.0%と県平均の66.5%を大幅に下回り、県内では圏域別で最も低い値となっています。



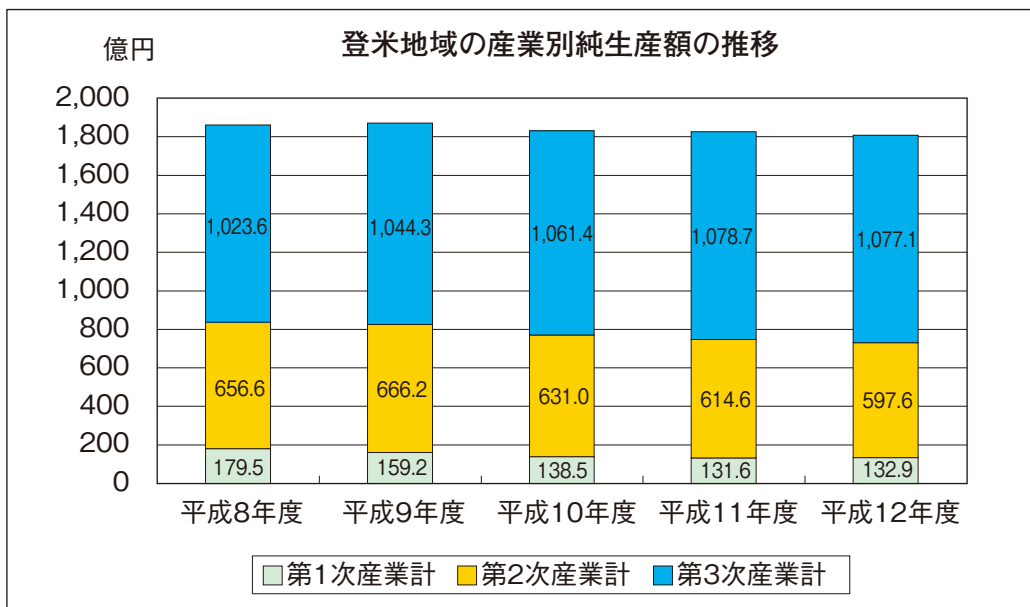
(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

③ 産業別生産額

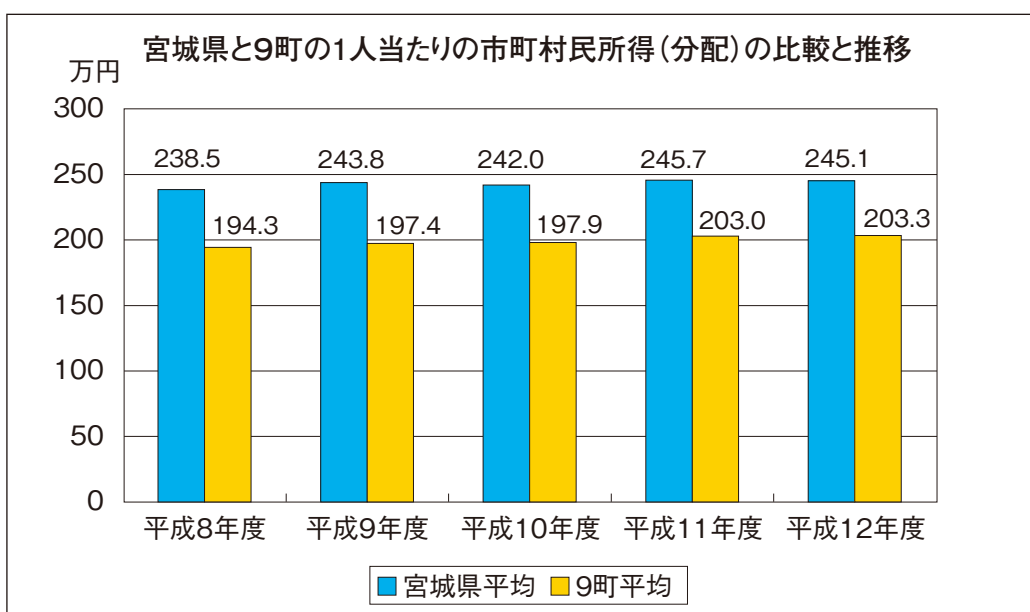
本圏域の産業別純生産額を見ると、第3次産業において全体のおよそ6割を占め、続いて第2次産業がおよそ3割となっている反面、就業人口割合が高く、圏域の基幹産業と位置付けられている第1次産業は、1割にも満たない状況となっています。



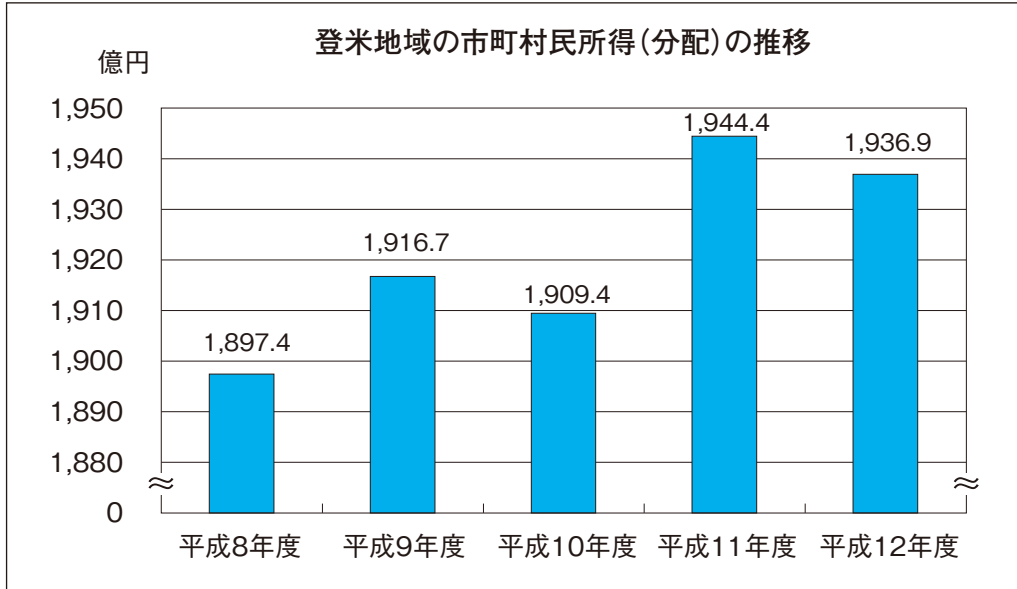
(資料：市町村民所得統計)

④ 町民所得

本圏域の1人当たりの町民所得について見ると、平成12年度では平均で203.3万円となっています。この額は、宮城県の平均額（仙台市を除く）245.1万円の8割程度にとどまり、本圏域の所得水準の低さを示しています。



(資料：市町村民所得統計)



(資料：市町村民所得統計)

(注) 市町村民所得(分配)とは、生産要素を提供した市町村内居住者(企業・団体等も含む)に帰属する所得として把握されるもので、1年間に携わった経済活動により得た所得(地代、賃金、企業利潤等)を表します。

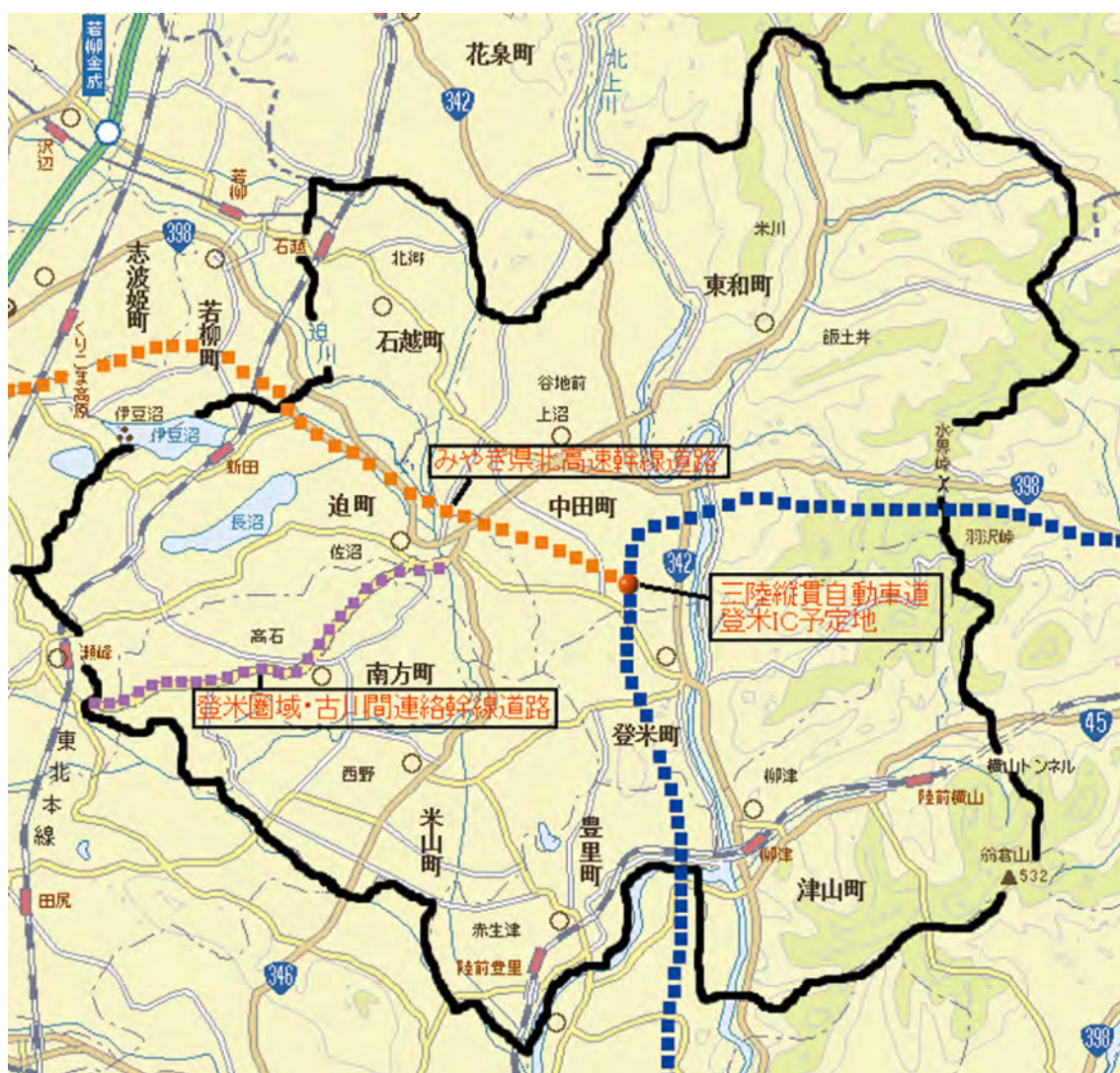
(3) 交通網

本圏域の道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び456号を中心として、主要地方道7路線及び一般県道15路線で形成されており、そのうち主要な6路線が迫町を中心として放射状に延びています。

鉄道はJR東北本線が圏域の北西部の迫町と石越町を、JR気仙沼線が圏域南部の豊里町と南東部の津山町を走っています。

本圏域は、国道4号などの幹線道路、あるいは東北の大動脈である東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線「くりこま高原駅」までとの間に距離があるうえ、これらに接続するアクセス道路の整備の立ち遅れも否めない状況にあります。今後、現在整備中の「みやぎ県北高速幹線道路」や河北町まで開通した「三陸縦貫自動車道」が本圏域まで延伸されることにより、様々な効果が期待されています。

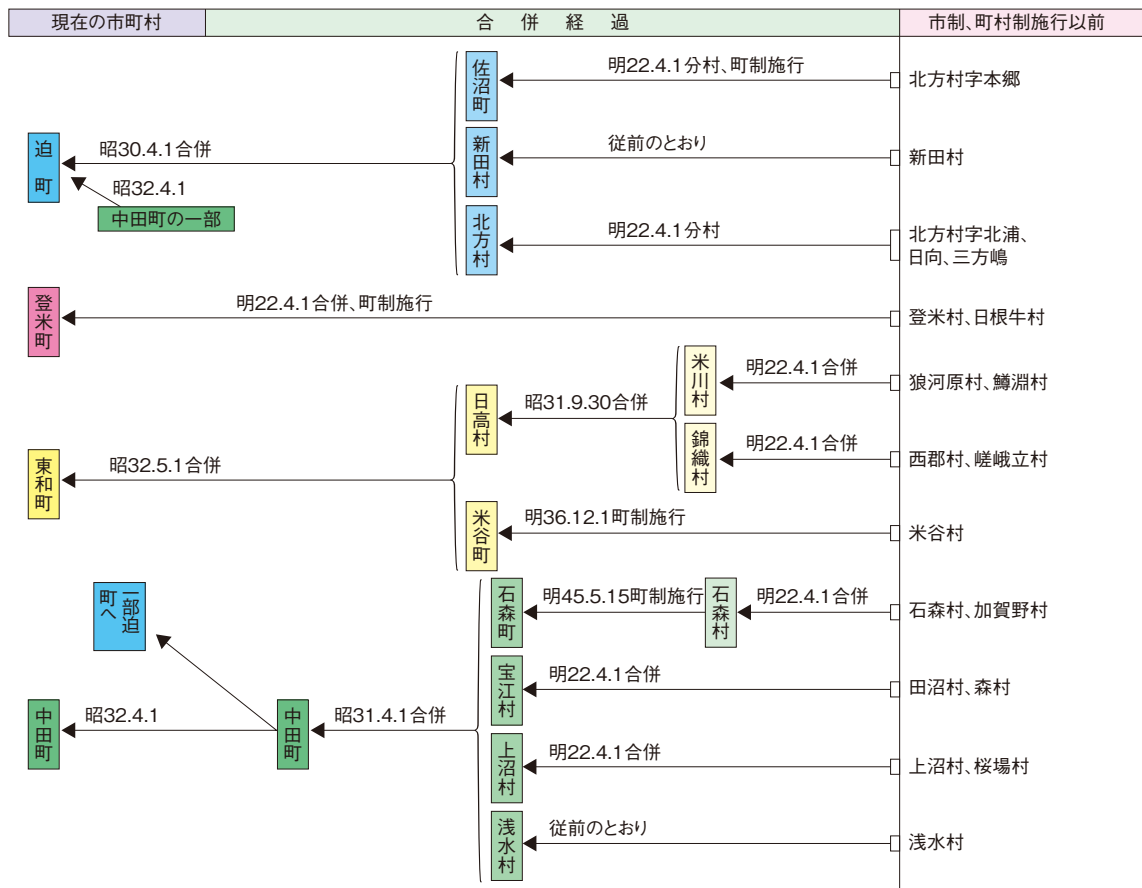
また、「登米圏域・古川間連絡幹線道路」も東北縦貫自動車道と本圏域を結ぶ重要なアクセス道路として完成が待ち望まれています。



(4) 沿革

登米地域9町の変遷

- ① 迫町は、昭和30年4月1日に佐沼町、新田村、北方村が合併し誕生。昭和32年4月1日に中田町の一部が編入。
- ② 登米町は、明治22年4月1日に登米村、日根牛村の合併とともに町制施行により誕生。
- ③ 東和町は、米川村と錦織村が合併して誕生した日高村と、米谷町が、昭和32年5月1日に合併し誕生。
- ④ 中田町は、昭和31年4月1日に石森町、宝江村、上沼村、浅水村が合併して誕生し、昭和32年4月1日に町の一部が迫町へ編入。
- ⑤ 豊里町は、明治大合併で生まれた豊里村が町制施行（昭和25年4月1日）により町へと変更され誕生。
- ⑥ 石越町は、昭和34年4月1日の町制施行で村から町へ変更。
- ⑦ 南方町は、昭和39年4月1日の町制施行で村から町へ変更。
- ⑧ 米山町は、昭和32年12月25日に米山村と吉田村の合併で誕生。
- ⑨ 津山町は、昭和29年11月3日に柳津町と横山村の合併で誕生。



2 合併をとりまく社会的経済的動向

少子・高齢化社会の進展、産業の空洞化や就業構造の変化などによる地域経済の低迷、ダイオキシン問題をはじめとする環境への意識の高まりなど、行政ニーズが多様化、高度化する社会経済情勢の中で、平成12年4月から地方分権一括法が施行されました。

地方分権型社会においては自治体の自主性が尊重され、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことが求められています。

その一方で、景気の長期低迷等により、国、地方とも財政は厳しい状況にあり、税収の伸び悩み、財政の硬直化を招いています。財政の健全化を図るため、国において地方財政制度の見直しが進められている中、地方交付税の依存度が高い本圏域においては、自主財源の確保と、より一層の効率的な行財政運営を行っていく必要があります。

3 合併の必要性

(1) 生活圏の拡大と住民ニーズの多様化・高度化への対応

登米地域9町は、比較的類似した自然条件の下で、古くから、消防・し尿処理・ごみ処理などさまざまな分野で広域的な協力関係を築いてきた地域であり、豊かな自然の恵みを財産として農業や林業などの第1次産業を中心に暮らしを営み、風土を育ててきた地域でもあります。

また、交通・情報通信網の発達に伴い、住民の行動エリアが飛躍的に拡大しており、人々の日常生活や経済活動は各町の境界を越え、中でも通勤・通学をはじめ、買い物や医療機関の利用などの生活行動については、比較的強い結びつきを持ち、一体的な生活圏を形成しています。

さらに、住民が求める行政へのニーズも、多様化・高度化し続けており、環境問題や高度情報化、生活圏の拡大などに伴い、従来の町の範囲を越えた広域的観点からの対応が求められています。

このことから登米地域9町は広域的観点に立った大きなスケールで、かつ地域の個性を活かしながら、より一体的なまちづくりを計画的・効率的に実施する必要があります。

(2) 少子・高齢化の進展に伴う社会構造の変化への対応

少子・高齢化の進展は登米地域においても例外ではなく、高齢化の進展と少子化による急激な社会構造の変化は、人口の減少による地域活力の衰退を招き、町の実財政能力の低下へつながることが懸念されます。

また、高齢化の進展は、保健・医療・福祉等における実財政需要のさらなる増加をもたらすものと予想されます。

このような状況に対応するため、人的・財政的な基盤の整備充実が求められていますが、各町単独での対応には限界があり、圏域一丸となった取り組みが求められています。

(3) 地方分権の推進と実財政基盤の強化

最も住民に身近な基礎的自治体である市町村は、地方分権の担い手として「自己決定・自己責任」の原則の下に社会経済情勢に対応し、地域住民の福祉向上のため様々なサービスの提供を行っていかねばなりません。

そのためには、適切な要員確保や専門的人材の育成を図るなど、分権時代にふさわしい体制を整えていく必要があります。

また、少子・高齢化という社会構造を背景に、これまでのような行政サービスの水準を維持し、さらに向上させていくためには、合併を契機に、徹底した実財政改革による効率的な行政運営の確立を図ることが必要です。

地方分権を担い、地域の持続的な発展を図り、主体的・自立的な行政運営を可能にするには、合併は最も有効な手段であるといえます。

4

計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、登米地域9町の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより登米地域9町の合併後の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現していくための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

建設の基本方針は、21世紀を展望した長期的な視点に立ったものであり、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から令和12年度までの26カ年計画とし、平成17年度から平成26年度までの10年間を前期計画、平成27年度から令和12年度までの16年間を後期計画とします。

ただし、具体的施策については、社会情勢の変化や財政状況に著しい変化があった場合に必要に応じて見直しを行うものとします。

Ⅱ 新市まちづくりの将来像と基本的な整備方向

1 主要指標の将来見通し

(1) 推計手法による将来予測

コーホート要因法（※1）及びトレンド推計（※2）手法によって、主要な将来指標を予測してみると、次のとおりです。

① 人口

本圏域の人口は、昭和60年以降、減少傾向をたどり、平成12年には93,769人になっています。

コーホート推計（コーホート要因法）によって、新市の人口を予測してみると、合併10年後の平成27年度には84,200人となり、対平成12年比△10.2%の減少を示すものと想定されます。

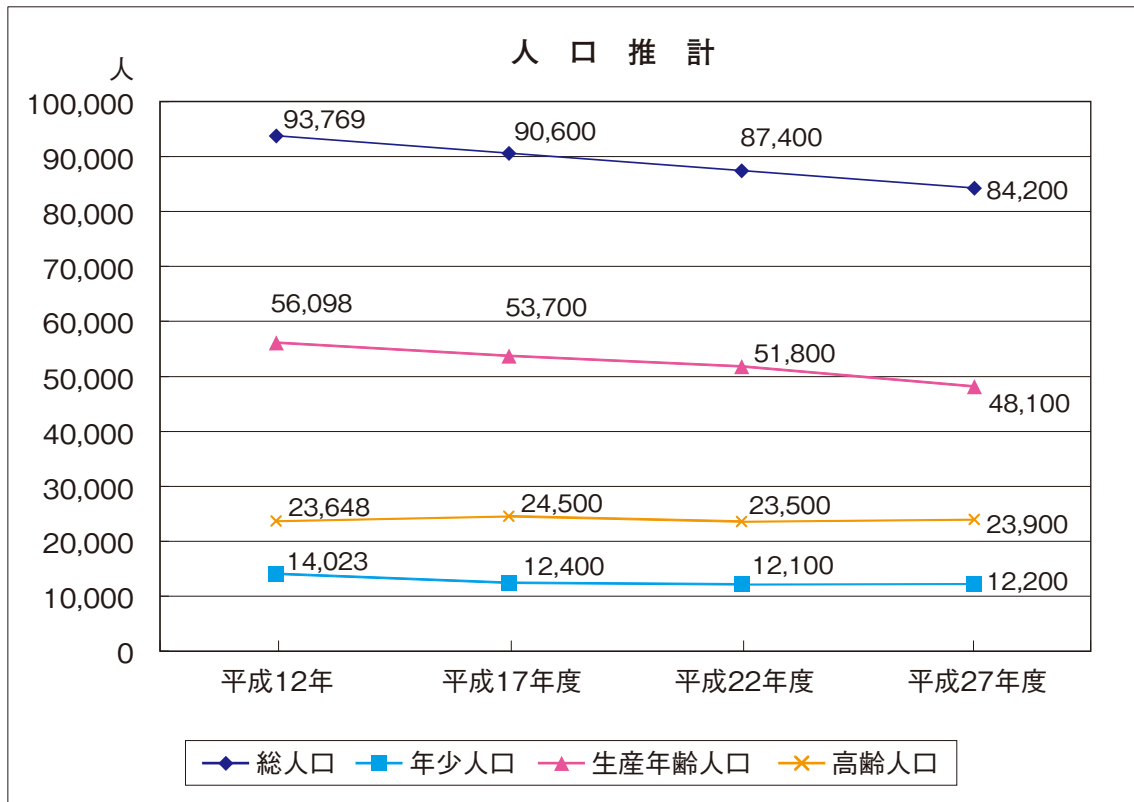
また、これを年齢別3階層人口で見ると、合併後の年少人口（0～14歳）は12,000人台で推移し、全国的な傾向に見られるほど急速な少子化現象は見られず、比較的安定した推移を示しています。

この背景には、平成7～12年にかけて、20～29歳の女性が増加したこと、出生率が全国値と比較して高いことなどがあり好影響を与えているものと想定されます。

表－1 人口の推計結果

年齢区分	基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度		
	平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
総人口	93,769	90,600	87,400	84,200
年少人口 (0～14歳)	14,023 (15.0)	12,400 (13.7)	12,100 (13.9)	12,200 (14.4)
生産年齢人口 (15～64歳)	56,098 (59.8)	53,700 (59.3)	51,800 (59.2)	48,100 (57.2)
高齢人口 (65歳以上)	23,648 (25.2)	24,500 (27.0)	23,500 (26.9)	23,900 (28.4)

(注) この9町合計は、コーホート推計で予測した各町の推計結果を積上げたものです。



※1 コーホート要因法（コーホートとは「集団」を意味します。）

人口変動の要因を出生率（女性が子供を産む確率）、生存率（男女が生存する確率）、移動率（男女が移動する確率）に分離して取り扱い、それぞれの要因を積み上げることによって将来人口を推計する方法。本計画では2000年国勢調査の5歳階級別男女人口をベースとして、5年後の人口を3つの要因を反映させて推計し、その結果を基に順次5年後の推計を行います。

※2 トレンド推計

過去の経年データから統計的に傾向線式（回帰式）を算出し、この回帰式に将来年次を入れて将来値を推計するものです。つまり、過去のう勢が今後も続くものと仮定して将来を予測する方法です。

② 世帯

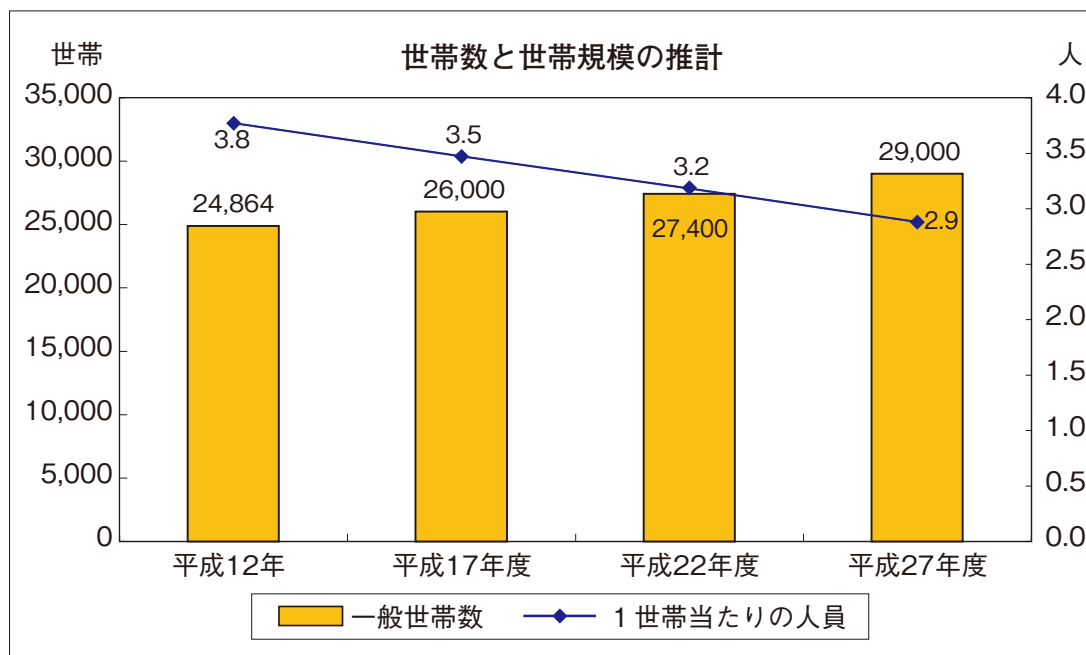
本圏域の世帯数は、核家族化の進展などによって増加傾向をたどり、平成12年には24,864世帯になっています。

合併後の世帯数をトレンド推計（回帰式による推計法）によって予測してみると、平成27年度には29,000世帯となり、さらに世帯数が増加しますが、世帯を構成する家族数は3.8人（平成12年）から平成27年度には2.9人に縮小するものと推測されます。

表－２ 世帯数の推計結果

区 分	基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度		
	平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
世帯数	24,864	26,000	27,400	29,000
1世帯当たりの人員	3.8	3.5	3.2	2.9
(世帯数 の回帰式)	$Y = A X^2 + B X + C$ 相関係数：0.99341 A：4.65714285714286 B：-18428.0285714286 C：18252408.5714286			

(注) 将来の1世帯当たりの人員については、コーホート推計人口／推計世帯数で求めています。



③ 産業別（3区分）就業人口

最近（平成2年以降）の産業別就業人口の推移をみると、就業率（就業人口／人口）そのものが減少傾向をたどり、第1次産業は減少傾向、第2次産業は横ばい傾向を示し、第3次産業は増加傾向を示しています。

このなかで、特に第1次産業の減少傾向は著しく、トレンド推計によると、平成22年度には就業人口がマイナスになることが想定されます。

このような推計値は非現実的で、実際は起こりえないことですが、この結果は農業の経営環境の厳しさを指摘するものであり、新たな施策を大々的に講じる必要があることを意味しています。

したがって、ここでの産業別就業人口については、以下の手順で将来の施策を設定して、それを前提条件とし、将来を想定してみることとします。

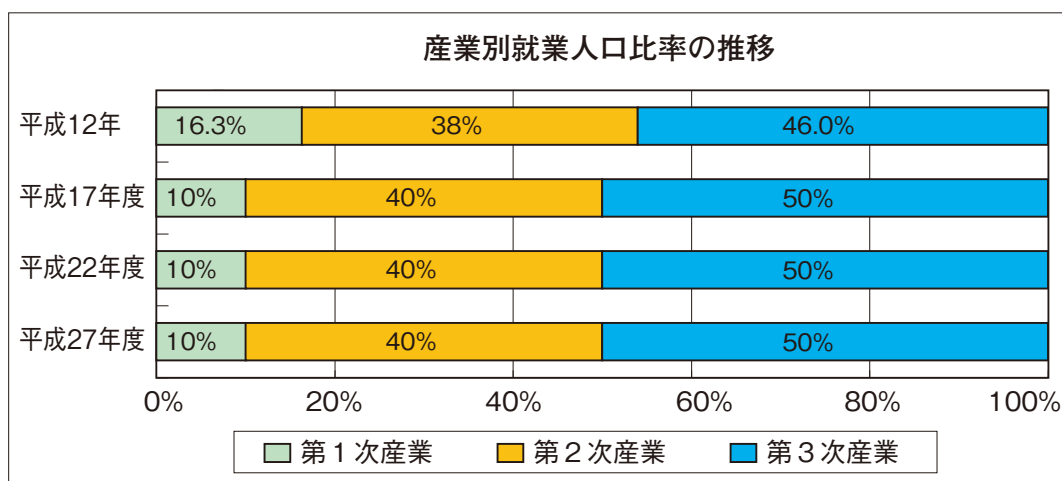
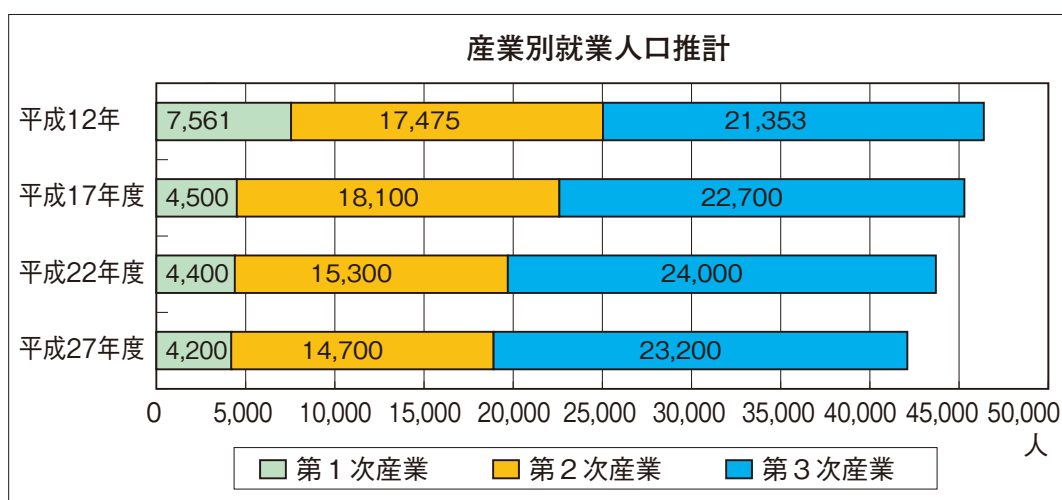
- ① 本圏域の就業率は年々減少傾向をたどり、将来においても減少していくことが推測されますが、高齢者と女性の就業機会の拡大によって、就業率の上昇を図ることとし、合併後の就業率を50.0%と見込みます。
- ② 第1次産業就業人口については、加速度的に就業人口が減少し、平成22年度にはマイナスになることが想定されます。そのため、有機農業への転換や生産組織の法人化などによって農業の生産基盤をさらに強化し、農業と関連するアグリビジネスを創出するなど、新たな施策を推進して就業人口比率10.0%の確保に努めます。
- ③ 第2次産業就業人口については、近年、横ばい傾向にありますが、恵まれた自然環境と豊富な地域資源を活かした地域資源活用型企业を中心に立地を進めることとし、将来の就業人口比率を40.0%と想定します。
- ④ 第3次産業就業人口については、近年、増加傾向にあり、市街地の整備、商店の活性化などによって商業活動がさらに盛んになることが考えられるため、将来の就業人口比率を50.0%と見込みます。

以上の考え方をもとに産業別就業人口を推計してみると、下表のとおりになりますが、これらの数値は、新市の努力目標値であり、今後の施策如何によって大きく左右されます。

表－3 産業別就業人口

区 分		基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度		
		平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
産業別就業人口 (人)	第1次産業	7,561	4,500	4,400	4,200
	第2次産業	17,475	18,100	15,300	14,700
	第3次産業	21,353	22,700	24,000	23,200
	合 計	46,389	45,300	43,700	42,100
産業別就業人口構 成比率 (%)	第1次産業	16.3	10.0	10.0	10.0
	第2次産業	37.7	40.0	40.0	40.0
	第3次産業	46.0	50.0	50.0	50.0
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
就業率(就業人口/人口)		0.4947	0.5	0.5	0.5

(注) 第1次産業就業人口を回帰式 ($Y = AX^2 + BX + C$ 相関係数: 0.99444、
A: -8.55428571428572、B: 33499.2171428571、C: -32773956.5428571)
でトレンド推計すると、平成22年度には就業人口がマイナスになります。



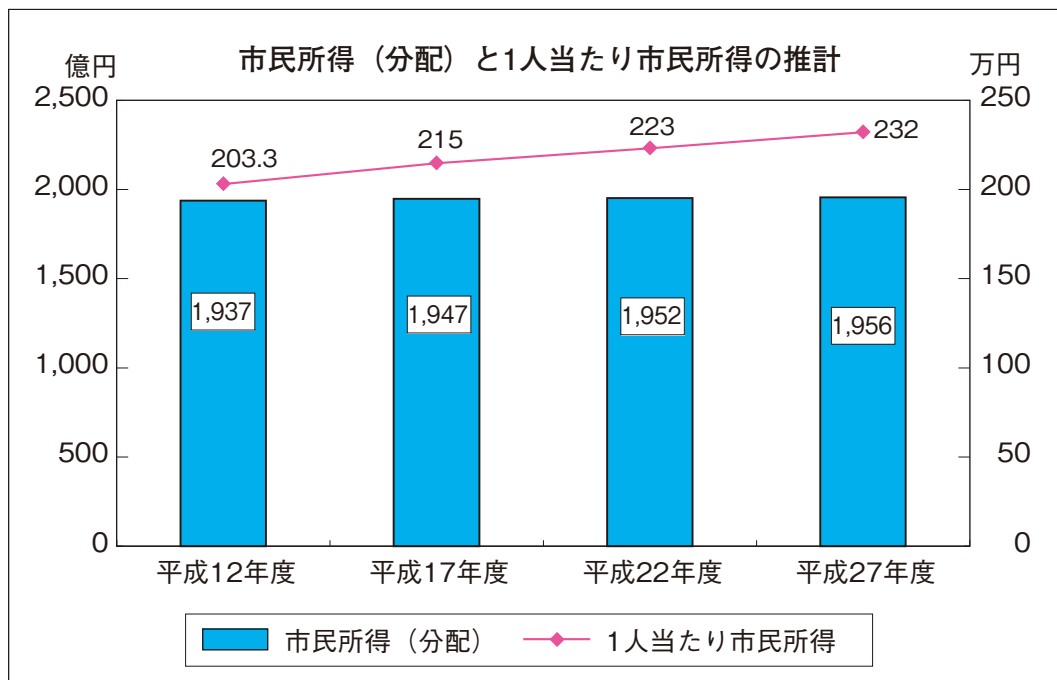
④ 所得

新市の市民所得は、多少の増加をみながら概ね横ばい傾向を示すものと推測され、平成27年度には分配市民所得が1,956億円となり、1人当たりの市民所得は232万円になると推計されます。

表－４ 市民所得の推計結果

区 分	基準年次度 (市町村民所得統計)	目 標 年 度		
	平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
市民所得 (分配、億円)	1,936.9	1,947	1,952	1,956
1人当たり市民所得 (万円)	203.3	215	223	232
採用した回帰式	市民所得 (分配) $Y = AX^2 + BX + C$ 相関係数 : 0.87168 A : -0.0322857146147805 B : 130.631144166832 C : -130178.744160273			

(注) 1人当たり市民所得は、市民所得/将来人口で求めました。



(2) 新市における将来指標の目標値

前記の(1)では、コーホート要因法とトレンド推計手法により、主要な将来指標を予測してみましたが、ここでは、新市のまちづくり施策によって、将来、人口が定着するものと想定して目標人口を設定し、その人口を基に、各主要指標の見直しを図り、再度設定してみることにします。

ここでの目標人口を達成するためには、定住のための施策などを、行政と地域住民が一丸となって着実に推進していくことが求められます。したがって、この目標人口は、新市の努力目標値であることに十分留意する必要があります。

① 目標人口

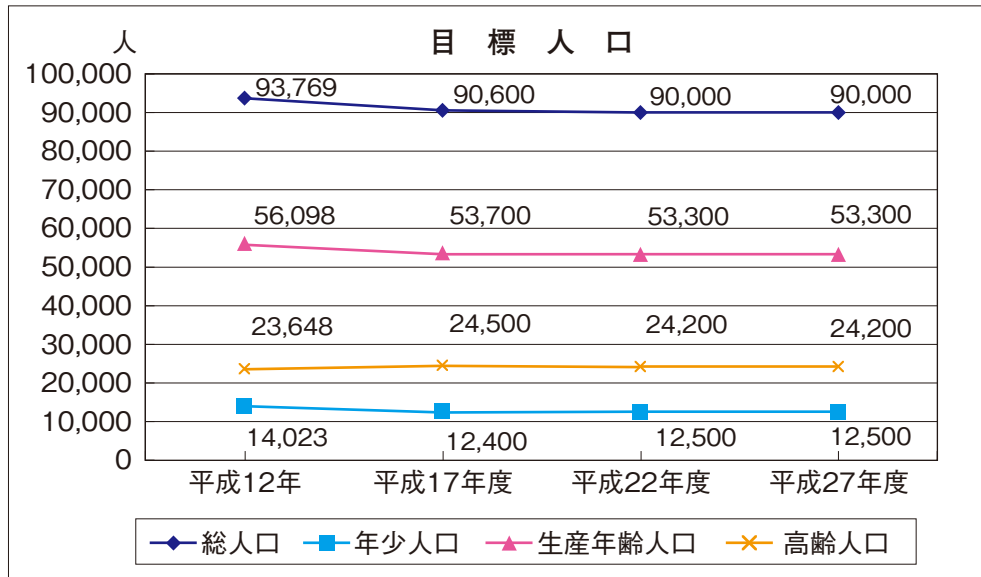
新市の目標人口を平成17年度90,600人、平成22年度90,000人、平成27年度90,000人と設定し、平成17年度以降、横ばい傾向を維持することとします。

そのためには、快適な居住環境づくりをはじめ、働く場の創出、市街地の整備、子育てへの支援など、特に若者が新市に定着化するための定住環境づくりを積極的に、しかも着実に進める必要があります。

表-5 目標人口

年齢区分	基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度		
	平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
総人口	93,769	90,600	90,000	90,000
年少人口 (0～14歳)	14,023 (15.0)	12,400 (13.7)	12,500 (13.9)	12,500 (13.9)
生産年齢人口 (15～64歳)	56,098 (59.8)	53,700 (59.3)	53,300 (59.2)	53,300 (59.2)
高齢人口 (65歳以上)	23,648 (25.2)	24,500 (27.0)	24,200 (26.9)	24,200 (26.9)

(注) 平成17年度と平成22年度の年齢3区分の構成比については、コーホート要因法による推計人口に基き、平成27年度については、平成22年度と同率で推移することと想定しました。



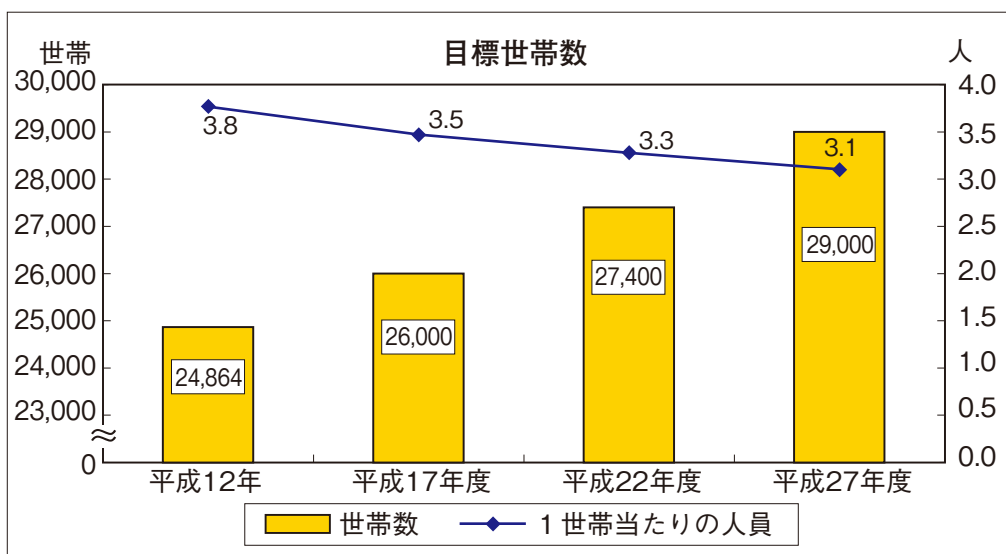
② 目標とする世帯数

目標とする世帯数及び世帯規模は、下表に示すとおりです。
 目標人口による世帯規模は、緩やかな縮小化傾向を示します。

表-6 目標世帯数

区 分	基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度			
	平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	
世帯数	24,864	26,000	27,400	29,000	
1世帯当たりの人員	3.8	3.5	3.3	3.1	

(注) 世帯数については、推計値をそのまま目標値としました。
 将来の1世帯当たりの人員については、目標人口／推計世帯数で求めています。



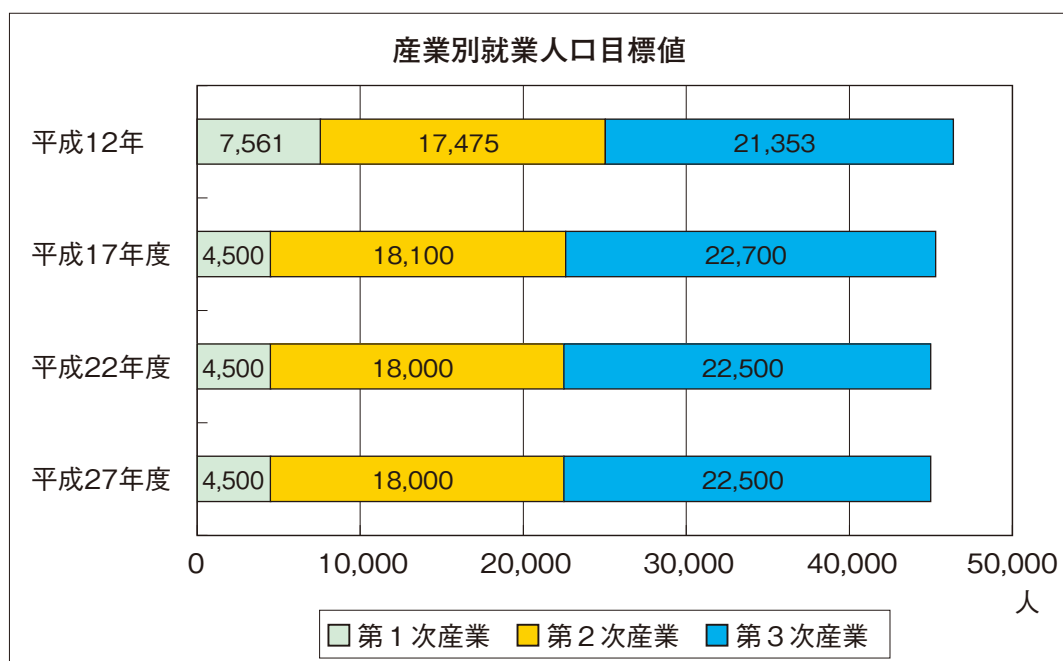
③ 目標とする産業別（3区分）就業人口

目標人口に基づいた産業別（3区分）就業人口は、以下のとおりです。

人口が定着することによって新たな就業機会の創出が求められ、産業別就業人口も比較的安定することが想定されます。

表－7 産業別就業人口（目標値）

区 分		基準年次 (国勢調査)	目 標 年 度			
		平成12年 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	
産業別就業人口 (人)	第1次産業	7,561	4,500	4,500	4,500	
	第2次産業	17,475	18,100	18,000	18,000	
	第3次産業	21,353	22,700	22,500	22,500	
	合 計	46,389	45,300	45,000	45,000	
産業別就業人口構 成比率 (%)	第1次産業	16.3	10.0	10.0	10.0	
	第2次産業	37.7	40.0	40.0	40.0	
	第3次産業	46.0	50.0	50.0	50.0	
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	
就業率（就業人口／人口）		0.4947	0.5	0.5	0.5	



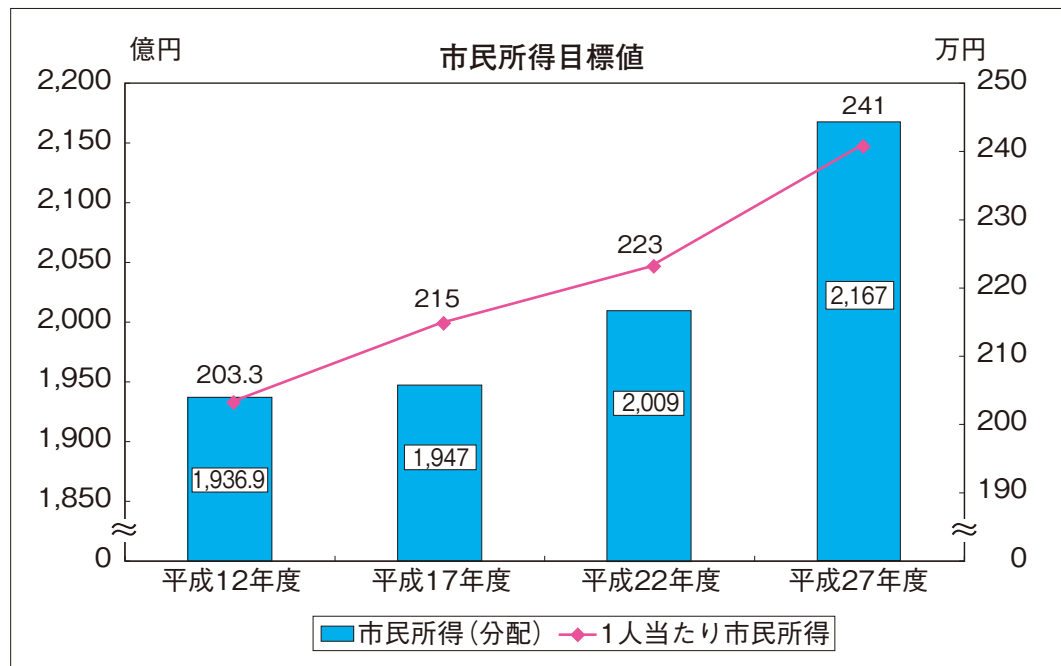
④ 目標とする市民所得

市民所得（分配）は、目標人口の達成によって、さらに増加し、地域経済も安定していくものと想定されます。

表－８ 市民所得（目標値）

区 分	基準年次 (市町村民所得統計)	目 標 年 度		
	平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)
市民所得（分配、億円）	1,936.9	1,947	2,009	2,167
1人当たり市民所得（万円）	203.3	215	223	241

(注) 市民所得（分配）は、推計による市民所得（分配）×目標人口による生産年齢人口／推計による生産年齢人口で求めました。



以上にみるように、新市においては、目標人口を達成することによって、地域の就業構造をはじめ、市民所得に好影響を与え、持続的な発展がより可能になると予想されます。

そのため、地域が総力をあげて若者が定住する環境づくりを進め、目標人口を確保していく必要があります。

(1) まちづくりに向けての基本課題

新市では、農地と山林が総面積の7割以上を占め、農林業が基幹的な産業になっています。しかし、その構造をみると、就業者数は全体の16.3%で、純生産額においては全産業の1割にも満たず、さらに近年の農林産物の価格低迷や後継者不足などから、将来の展望が不透明な状況にあります。

一方で、水田や森林は国土保全や水源かん養などの公益的機能も併せ持っており、これら機能の保全・増進を図っていく必要があります。

新市では農林業の振興を抜きにしては有効な土地利用をはじめ、地場産業の振興、地域経済の活性化が図れない状況にあることから、農林業及び関連産業の振興に向けた取り組みが大きな課題となっています。

また、新市の各地には、河川や湖沼、農村・山村集落、四季折々の景観、歴史・文化資源など豊富な地域資源があり、自然と共生するまちを実現できる大きな可能性を持っています。これらの地域資源を活用した新産業の創出など、新市のまちづくりに活かしていくことも重要な課題です。

このほか、合併前の9町はそれぞれ異なる地域性を持ちながらも、各地域の基本的な課題は比較的類似しており、集約すると概ね次の11項目があげられます。

- ① 人口減少への歯止め
- ② 少子・高齢化進展への対応
- ③ 産業の活性化と所得水準の向上
- ④ 地域商店街の活性化
- ⑤ 道路交通網と情報通信基盤の整備充実
- ⑥ 公共交通機関の充実
- ⑦ 地域を担う子どもたちの学力向上と健全育成
- ⑧ 救急医療体制、障害者施策の整備充実
- ⑨ 豊かな自然環境の保全
- ⑩ コミュニティの活性化と住民参画の拡充
- ⑪ 行財政運営の効率化・健全化

(2) まちづくりの基本理念

新市においては、前述の基本的な課題への対応を図るため、以下に示す「自立と定住による持続的な発展」を基本理念としてまちづくりを進めます。

地域の「自立」

これから本格的に展開されようとしている分権型社会では、国に集中している権限や財源を県や市町村に移し、住民と市町村が協力しながら地域のことは地域で決定し、その責任についても地域が負うというシステムを確立していくことが求められています。

このことは、まさに地域の自立が求められているのであり、今後ますます地域間競争が激しくなることが想定される中で、自立した地域としてレベルアップを図っていく必要があります。

また、本圏域の町民所得は、仙台市を除く全県平均の8割程度にとどまっているという実態があります。このようなことから、地場産業や身近な農業と連携した新たなビジネスの創造などにより地域住民の所得の増加につなげ、生活水準の向上を図ります。

さらに、行政においては効率的な財政運営を進め、自立した財政基盤に立ったまちづくりを目指します。

若者の「定住」

新市においては少子・高齢化の進展と同時に、自然的な人口減少が見込まれています。これに加えて、若年層の流出など、社会的な要因による人口減少が想定されるため、若者の定住を促進し、若者の流出に歯止めをかけていかなければなりません。

そのためには、若者が望む「魅力あるまち」、定住につながる「安心して暮らせるまち」をつくりあげていく必要があります。これらを実現するためには、雇用の場の確保などが大きな前提となるほか、環境の保全を図りながら道路や上下水道の整備をはじめ、保健・医療・福祉など定住環境づくりのための施策を総合的に推進します。

持続的な発展

地域の「自立」を目指した新市全体のレベルアップと、若者をはじめ多くの人々が「定住」するまちづくりを目指して、住民参画を積極的に推進し、地域住民の英知と創造力を結集して、閉そく感の漂う現在の社会経済情勢を打破しつつ、「水の里」に表現される豊かな自然と共生しながら新市全体の「持続的な発展」を図ります。

(3) まちづくりの基本方向と将来像

地域の「自立」と若者をはじめ多くの人々の「定住」によって、「持続的な発展」を具現化するために、住民参画を基調とした次の6つの基本的なまちづくりの方向に基づき、さまざまな施策を推進します。

人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり

大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり

人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり

歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり

地域が魅力的で元気あふれるまちづくり

行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり

新市においては、まちづくりの基本的な方向に基づくさまざまな施策を推進して、この地に居住する人々の誇りを醸成し、東北の大地で持続的に発展することができる

「夢・大地 みんなが愛する水の里」

を実現させます。

この将来像は、私たちが暮らすこの大地で、共通の財産である豊かな自然との共生を通して新市の一体性を築きながら、夢と誇りをもって市民が一丸となったまちづくりを進めるためのメインテーマです。

新市まちづくりの基本理念と将来像の概念図

【基本課題】

- ① 人口減少への歯止め
- ② 少子・高齢化進展への対応
- ③ 産業の活性化と所得水準の向上
- ④ 地域商店街の活性化
- ⑤ 道路交通網と情報通信基盤の整備充実
- ⑥ 公共交通機関の充実
- ⑦ 地域を担う子どもたちの学力向上と健全育成
- ⑧ 救急医療体制、障害者施策の整備充実
- ⑨ 豊かな自然環境の保全
- ⑩ コミュニティの活性化と住民参画の拡充
- ⑪ 行財政運営の効率化・健全化

【基本理念】

地域の「自立」

持続的な発展

若者の「定住」

【基本方向】

- 1 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり
- 2 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり
- 3 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり
- 4 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり
- 5 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり
- 6 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり

【将来像】

「夢・大地 みんなが愛する水の里」

3 新市まちづくりの基本的方向

(1) 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり

豊かな自然環境を守りながら、子どもから老人まで全ての人が、安心して快適に暮らせる優しいまちを目指します。

また、保健・医療・福祉を充実させ、だれもが健康で生きがいを持てるまちづくりを進めます。

① 自然環境の保全と活用

環境問題は、地域住民の意識を変えていくことが重要であり、新市においては組織を強化し、さまざまな分野で啓発を行い循環型社会の構築を目指します。

新市では「水」がまちづくりの重要なポイントとなるため、公共水域の水質悪化を防止し、浄化していくためにも、下水道施設等の整備を進めます。

また、環境問題で大きな比重を占めているのがエネルギー問題であるといわれています。そのため、新市では、環境に優しい風力、太陽熱、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの導入に積極的に取り組み、環境問題への対応を図るだけでなく、新市のイメージアップとそれらを活用した地場産業の振興に努めます。

② 生活環境の整備

豊かな自然環境に囲まれ、人々のあたたかいふれあいの中で、より快適に暮らせるよう、住宅、公園、上下水道、し尿・ゴミ処理、火葬場などの整備充実を図ります。

また、地域ぐるみの環境美化などを積極的に推進し、快適な生活空間づくりを新市全体で進めます。

③ 保健・医療・福祉の充実

住民が健康で文化的な生活を営むために、救急医療の充実など、安心できる医療体制の整備、保健・医療・福祉の連携による福祉サービスの充実を図ります。

そして、これらのサービスを必要とするときには、本人が望む適切なサービスが提供できるシステムづくりに努めます。

また、まち全体のバリアフリー化による環境整備を推進し、高齢者や障害者が買い物や散策、地域の行事などにも気軽に参加できる生活しやすいまちづくりを進めます。

④ 消防・防災、防犯、交通安全対策

住民が安心して生活を営んでいくために、あらゆる場面を想定して消防・防災、防犯、交通安全の体制と機能の整備充実を図ります。

特に、昨今の頻繁な地震の発生に加えて、今後「20年以内に88%の確率」で宮城県沖地震の発生が予想されていることから、自主防災組織の育成強化や住民への啓発を図り、防災への万全な対策を進めます。



安心して快適に暮せる優しいまちを目指して

(2) 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり

豊富な地域資源を活かし、さまざまな技術、交通・情報ネットワークを活用した多様な産業の振興を図り、活力のあるまちを目指します。

① 農業の振興

農業については、産地間競争に勝ち残っていくためにも、地域農産物のブランド化を進めていきます。

そのためには、農業を循環型社会における産業の中核として位置付け、より需要が見込め持続的発展が可能な有機農業へと転換を図り、独自性を獲得していく必要があるため、研究機関や教育機関の設置を進めます。

また、農業従事者の高齢化と新規就農者の減少による担い手不足が予想されるため、担い手確保のための施策を積極的に推進します。

その一方で、農業関連分野への就業機会を拡大するため、グリーンツーリズムと連動したアグリビジネスの創出など、新たな雇用の場づくりに努めます。

② 林業の振興と森林保全

林業については、農業に次ぐ土地利用型産業として圏域内での位置付けも大きく、林産物の生産、流通・加工施設の整備を図るとともに、地域産材の需要拡大などを推進していきます。

また、森林の持つ国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全、防災機能など公益的機能を維持・増進しながら自然生態系の保全に努め、森林空間を活用した観光、保健、スポーツ・レクリエーションなどの多面的利用を促進します。

③ 商業の振興

商業については、各商店の経営意欲に配慮しつつ、多様な都市的施設などの市街地整備と一体的に施設整備を進めるとともに、サービス産業の創出や誘導などと併せて商店の経営戦略づくりを地域ぐるみで推進していきます。

④ 工業の振興

工業は、経済不況と生産のグローバル化により産業の空洞化を招いています。このような中、先進的で精密・高度な技術の確保と、地場産業の活性化が図られるよう、多様な支援に努めます。

また、新規企業が参入しやすい環境整備を進め、地場産業の振興に資することができる優良企業の誘致を図ります。

⑤ 観光環境の整備充実

観光については、新市内にある観光地の整備を進め、残存する歴史的建造物、街並景観や自然環境の保全と活用を積極的に実施し、四季折々の新たな観光ルートの設定をするとともに、観光案内の充実を図り観光客への情報提供を強化します。

また、健康づくり指向や都市生活者と農村地域の交流をベースに、グリーンツーリズムなど、既成産業の枠を超えた農山村指向型観光ビジネスを構築します。



産業振興で活力あるまちづくり

(3) 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり

交通網と情報通信基盤の整備を進めるとともに、若者が定住する環境づくりを図り、人と情報が活発に交流する活動的なまちを目指します。

① 道路交通網の整備

活動的なまちづくりを進めるためには、まちの骨格となる道路網を整備する必要があります。地域間を結ぶ道路をはじめ、高速道路及び新幹線やJR在来線へのアクセス道路、他の圏域と新市を結ぶ道路整備を促進し、住民が移動しやすく、他圏域の人々が流入しやすい道路ネットワークを構築します。

このような道路網の整備によって、商工業や観光の振興を促進し、新市の経済発展を図ります。

② 公共交通機関の整備充実

新市における地域内交通の充実を図るため、スクールバス、患者輸送バスも考慮した住民バスの効果的運行体制の確立を図るなど、交通弱者のための公共交通機関の確保に努めます。

③ 情報通信基盤の整備

情報通信関連のインフラ整備に努め、災害時にも対応できる情報ネットワーク整備の検討など、情報格差の解消と地域内外への情報提供の充実を図っていきます。また、インターネットなどのIT技術をまちづくりへの住民参画の有効な手段として活用していきます。

④ 交流活動の推進

少子・高齢化の時代を迎えると同時に、自然的な人口減少が見込まれ、若者の定住対策が重要な課題となっていますが、これからは定住対策と併せ「交流人口」の拡大による地域の活性化が求められています。

このため自然・歴史・産業・文化など、新市の持つ魅力を活かして「交流人口」を増加させ、新市内外・国内外を問わず、広く交流を推進することによって、経済や文化の面で互いに連携を取りながら、若者の定住にもつながる魅力ある開かれた地域を目指します。

(4) 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり

技術の進歩、人間性の高揚、文化の創造は、人それぞれが生涯にわたって学び続けることから生じます。これまで培われた歴史や文化を学び、得られたことを大切にして「学ぶことを楽しむ」まちをつくっていきます。

① 学校教育の充実

生きる力の主要素である「確かな学力」の育成のために基礎学力に焦点を当てた指導の展開を図るとともに、各学校が児童・生徒にとって魅力的な特色を備えることができるよう、個性ある学校づくりを行っていきます。

また、農業に触れる機会やボランティア活動などの体験学習を多く取り入れ、郷土を愛し、心豊かな後継者になるための指導を展開します。

② 社会教育の充実

住民全員が学び、地域社会に貢献できる人材の育成を目指すため、ライフ・ステージごとの学習プログラムを策定するとともに、学習しやすい環境を整備します。

また、各施設の整備や活用を工夫し、効率的かつ効果的な使用・運営を推進し、住民が自ら学ぶという気持ちを醸成するよう努めます。

③ スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブを設立し、住民だれもがスポーツに興じることによって心身の健康増進を図ります。

また、スポーツ施設を充実し、大規模なスポーツ大会も実施できるようにします。

④ 地域文化活動の振興

伝統芸能などの伝承を奨励しながら、独創的な研究やイベントを行い新たな文化の構築を図ります。

また、国際交流や地域交流、世代間交流を盛んにするとともに、芸術文化活動や鑑賞の機会を多く持ち、地域の特性を活かした新たな文化を創造していきます。

⑤ 青少年の健全育成

地域活動によって地域住民の認識を深め、地域の教育力を高めることによって、地域の青少年の確かな心身の成長を地域で責任を持つという意識を醸成し、健全育成を図ります。

また、健全育成のための学習機会や話合いの場の拡大などにより、学校と地域での情報交換を活発にし、健全育成を支援します。



体験学習で農業にふれる



文化活動による交流



スポーツの振興

(5) 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり

それぞれの地域が魅力的で、活力にあふれ、持続的に発展していくことが、新市全体の発展につながります。そのため、住民を中心とした地域づくりに力点を置いたまちづくりを進めていきます。

また、それぞれの地域的な特性に配慮しながら市街地整備を進め、地域の歴史と個性を活かし、若者の定住を促す機能的なまちづくりに努めます。

① コミュニティ活動の充実

住民の参加意識を高め、自治会組織等の自立を促すことによって、分権型社会において求められている自己決定・自己責任に基づく地域づくりの推進を図り、意欲あふれる住民やNPO等による個性的で魅力的な地域づくりを支援します。

② 男女共同参画の促進

男女が互いの特性を認め、個人として尊重し合い、地域・職場・家庭等のあらゆる分野で対等な構成員として、生きがいと誇りを持ち、共に責任を分かち合える社会を構築していきます。

そのため、啓発活動を推進するとともに子育て支援や介護サービス等の側面的な支援を行い、その実現を目指します。

③ 地域政策の確立

これまで、各町域で行ってきたまちづくりを尊重し、新市の一員という視点を加えた上での、新たな地域づくりを支援していきます。

このため、若者をはじめとする地域住民の参画をベースに良い意味での地域間競争において地域づくりのための計画を策定し、それぞれの地域における個性的なまちづくりの基本方針と位置付け、地域政策を推進します。

④ 市街地の整備

散在する既成市街地については、地域の英知を結集し、地域の素材（資源）を活用した整備を進めます。

市街地には、居住や買い物のみならず、遊ぶ、学ぶ、憩う、交流などの都市的機能が求められており、多様な施設を誘致し整備を進めます。

また、今後新たに形成されることが予想される高規格道路周辺の新市街地については、サービス産業や住宅地を計画的に誘導し、整備を進めます。

(6) 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり

「住民自治」の意義を確認しあいながら、住民と行政の新たなパートナーシップを構築し、住民と協働でまちづくりを進めていきます。

また、行政と民間の役割分担を図りながら行政組織のスリム化を実現し、行政サービスの維持・向上に努め、住民本位のまちづくりを進めます。

① 住民参画の促進

今後、行政への住民参画や住民と行政との協働ということがますます求められます。

そのため、新市においては情報の公開による開かれた行政を基本とし、住民参画が円滑に行われ、より多くの住民の意見がまちづくりに反映されるシステムの構築を図っていきます。

② 行財政の効率的な運営

行財政改革をスムーズに実行していくためには、行財政改革指針を策定し、事務事業の見直しを行い、民間との役割分担を図る中で民間の技術と能力を最大限有効に活用することが求められます。

このため、行政と民間の役割分担を見極め、行政のスリム化を図る必要があります。このことによって、行政への民間参加を促進し、行政と民間の協働関係を確立していきます。

また、厳しい財政状況が想定される中で、行政評価システムを導入するとともに、合併特例債を有効に活用し、財政の健全性を保ちながら新市の建設を進めていきます。

そして、職員は、従来にも増して公務員としての倫理を自覚し、行政マンとしての意欲・能力を高め、住民福祉の向上に努めていきます。



計画段階からの参画を（まちづくり検討委員会）

本圏域は総面積536.38km²で、そのうち36.8km²が都市計画区域に指定され、農業振興地域面積は328.0km²（平成14年3月31日現在）となっています。

また、北上川を境にして、大きく東側地域と西側地域に区分でき、農用地の大部分は西側の中央部に分布し、東側は山林が大きな割合を占めています。

市街地は、各町の平坦部に分散的に立地し、その大部分は北上川、迫川の流域地帯及び交通の要衝地帯に位置していますが、比較的小規模で住宅、商店などの建物密度が低く、都市的施設の集積もわずかです。

その一方で、今後は三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の高規格道路の整備によって、新たな市街地の形成が想定されます。

そのため、新市においては国土利用計画（市町村計画）を策定するとともに、土地利用関係法の適切な運用により、生活の利便性や広域的な交流にも配慮しつつ、圏域内の均衡ある発展を目指すため、適正な土地利用計画を策定する必要があります。

以上の現況を踏まえ、新市における土地利用の基本的な整備方向を「市街地・集落」、「田園地帯」、「東部山林・中山間地帯」、「河川・湖沼地帯」の4つの地帯別にまとめてみると、次のとおりです。

(1) 市街地・集落

① 市街地

【都市計画区域と用途地域の見直し】

本圏域では、米山町、南方町を除く7町が都市計画区域を設定し、そのうち1区域（迫都市計画区域）が用途地域を設定しています。

今後は、これらの地域指定を統一した基準で見直し、適切な用途地域を設定しなければなりません。

特に迫町佐沼、中田町加賀野、南方町北東部の商業集積地帯を新市の中心市街地として位置付け、都市計画に基づく計画的な土地利用を進めます。

なお、この区域内の迫町の川東区域には将来、みやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ設置が計画されていることから、新たなサービス産業などの立地や、住宅地の拡大が見込まれるため、計画的な土地利用を推進します。

【既成市街地の整備】

分散している既成市街地については、豊かな自然や歴史を背景に、地域の特色を持った魅力的で個性ある整備を進めます。

そのため、快適で良質な住宅地の立地促進を図るとともに、街並みの景観に配慮した住宅地整備を進めます。

② 集落

分散している各地域の農村集落及び山村集落については、新市全体の均衡のとれた調和ある発展を目指し、豊かな自然環境を保全しつつ、生活道路、下水道施設など集落内の基礎的な生活基盤の整備を図り、快適な定住空間づくりを進めます。

(2) 田園地帯

迫川を中心として広がる登米耕土の広大な田園地帯は、大規模経営による低コスト化を図ることが可能な土地利用型の優良農地として位置付けていくものとし、併せて田園風景も地域資源としながら地場産業の発展舞台として整備を進めます。

北上川の東側及び西側の山間部の農用地については、野菜、果樹、花きなど、多様な作物を生産する場として整備を図ります。

また、地域内に散在する遊休農用地などについては、観光農園、貸農園、農業体験の場などの多目的利用を進め、グリーンツーリズムを促進する場として整備を図ります。

今後、中田・登米の両町境に建設を予定されている三陸縦貫自動車道インターチェンジ周辺については、流通産業や地域資源活用型産業などの立地が見込まれることから、新たな土地利用計画を策定し、秩序ある開発を進めます。

(3) 東部山林・中山間地帯

北上川東部のこの地域は、北上高地の南端に位置しており、山林の割合が高い傾斜地で、いわゆる中山間地域となっています。

この地域が有する山林については、まちづくりを進めるための資材（木材）供給など、地産地消を目指した林産物の生産地として整備を図るとともに、適切な管理によって、緑のダムとしての機能を保持し、動植物が多様に生きる生態系豊かな森として次世代に引き継いでいきます。

また、この地域は、林業をはじめ水田農業や畑作など、多様な第1次産業が営まれている地域であり、農林業と関連したアグリビジネスや豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムなどを進める場として整備するほか、森林空間を活用したレクリエーション活動や交流イベントなどの場として活用していきます。

(4) 河川・湖沼地帯

北上川や旧北上川、迫川、旧迫川、及びその支流には親水性豊かな水辺が多く存在し、憩いや自然学習の場を求めてたくさんの人々が訪れています。

特に北上川・旧北上川においては、近年、船着場などの整備によって流域交流のネットワーク形成が進み、河川環境に対する取り組みをはじめ、上下流を通じた交流活動が活発化してきており、宮城県における北上川下流域の治水・利水・親水の歴史などを総合的に学びながら体験できる地域としての整備を図ります。

湖沼については、圏域西部にラムサール条約指定湿地「伊豆沼・内沼」があり、国際的に見ても貴重な自然環境を有し、渡り鳥の楽園となっています。また、長沼は多目的ダムとして整備が進められており、国内有数のボート競技施設や、年間およそ30万人が訪れる長沼フートピア公園などの施設が整備されています。さらに、圏域南部の平筒沼周辺においても公園や体験学習施設などの整備が行われ、人々のふれあいの場となっています。

このような水辺の空間は、新市の豊かな自然環境のシンボルとして位置付けられるものであり、今後も水質の保全に努めながら、新市の観光、スポーツ・レクリエーションの拠点として整備を進めます。

土地利用概念図



5 新市まちづくりの戦略的施策

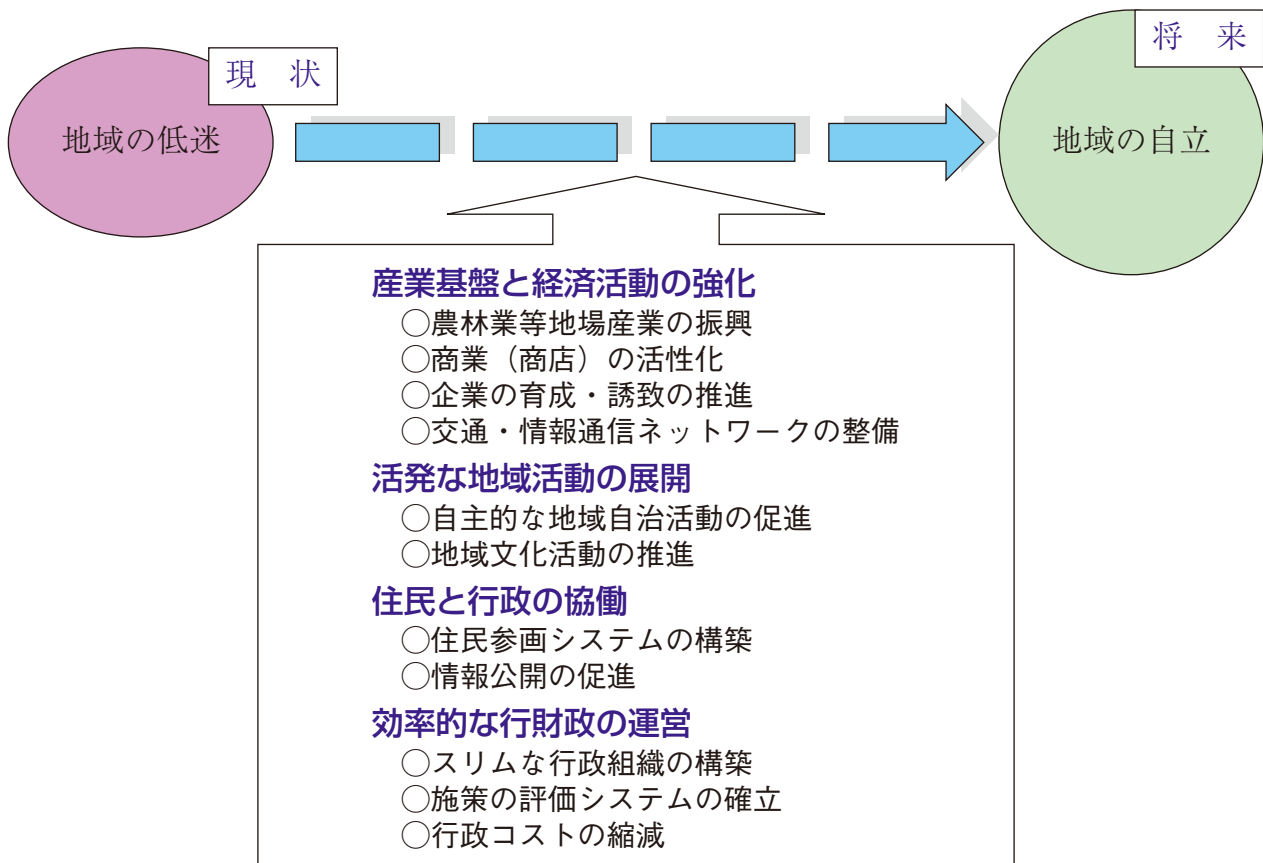
新市の活力を維持していくために掲げた目標人口9万人を確保し、新市まちづくりの基本理念を実現するための総合的な施策体系を「新市まちづくりの戦略的施策」として位置付け、新市において重点的かつ戦略的に取り組みます。

この施策は、まちづくりの基本方向を横断する施策としてとらえ、「私たちの地域が自立していくために」「若者が定住する活力ある地域を目指して」「将来にわたり発展を続ける地域となるために」の3つの体系から構成します。

(1) 私たちの地域が自立していくために

地方分権の時代を担い、自らの地域のことは自ら決定し、結果に対する責任も自ら担う。このような自立した地域となることができるよう、基礎となる産業を強化し、活発な地域自治活動と、住民が主役となり得る協働によるまちづくりに取り組みます。

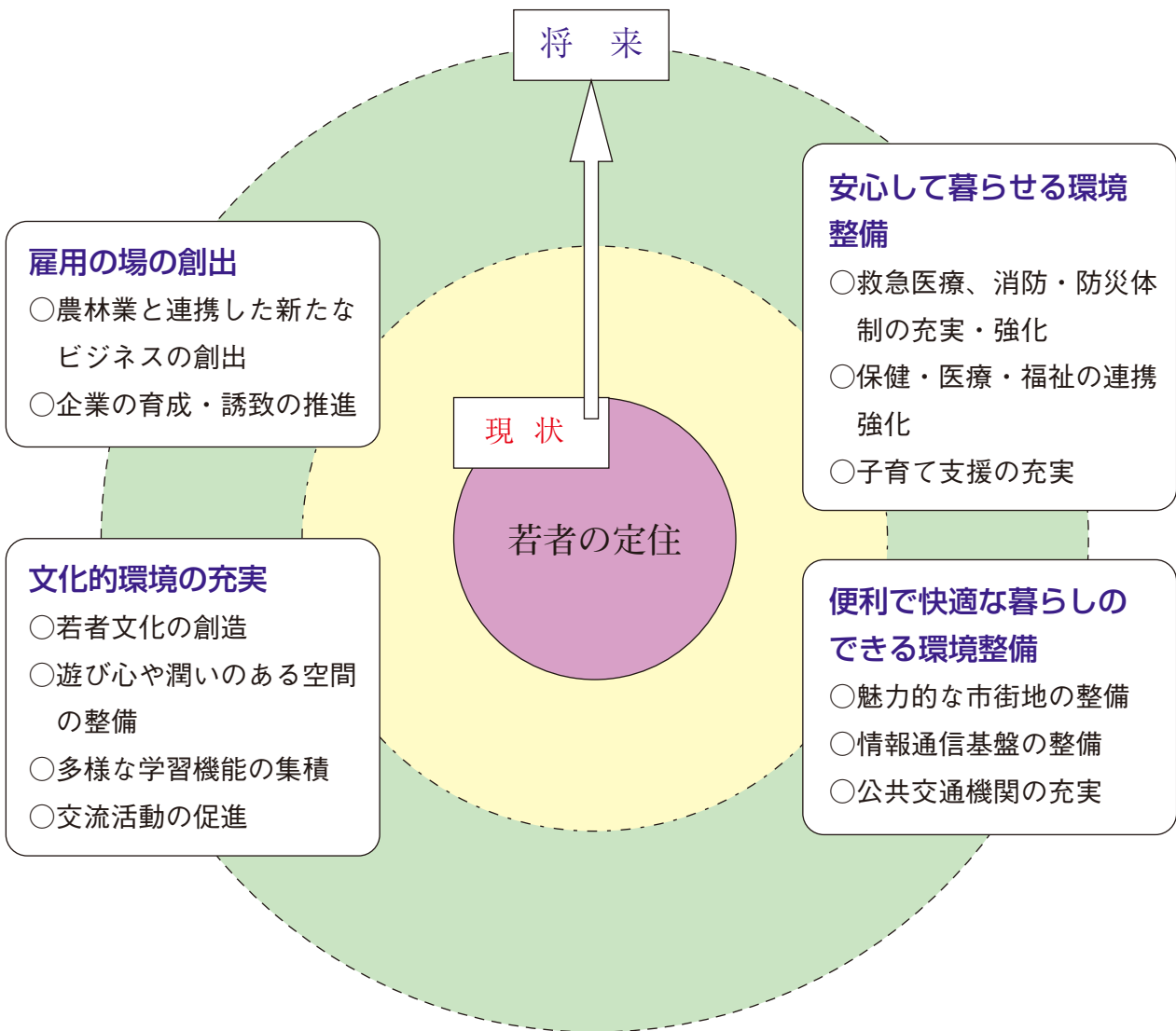
また、スリムな行政組織づくり、施策の評価、コストの縮減などによって、効率的な行財政運営を進め、財政基盤の強化を図ります。



(2) 若者が定住する活力ある地域を目指して

人口流出に歯止めをかけることにより地域活力の低下を防ぎます。特に若者の定住は、少子・高齢化が進展する中において、地域に活力を与え、産業をはじめ、さまざまな分野に好影響を及ぼします。

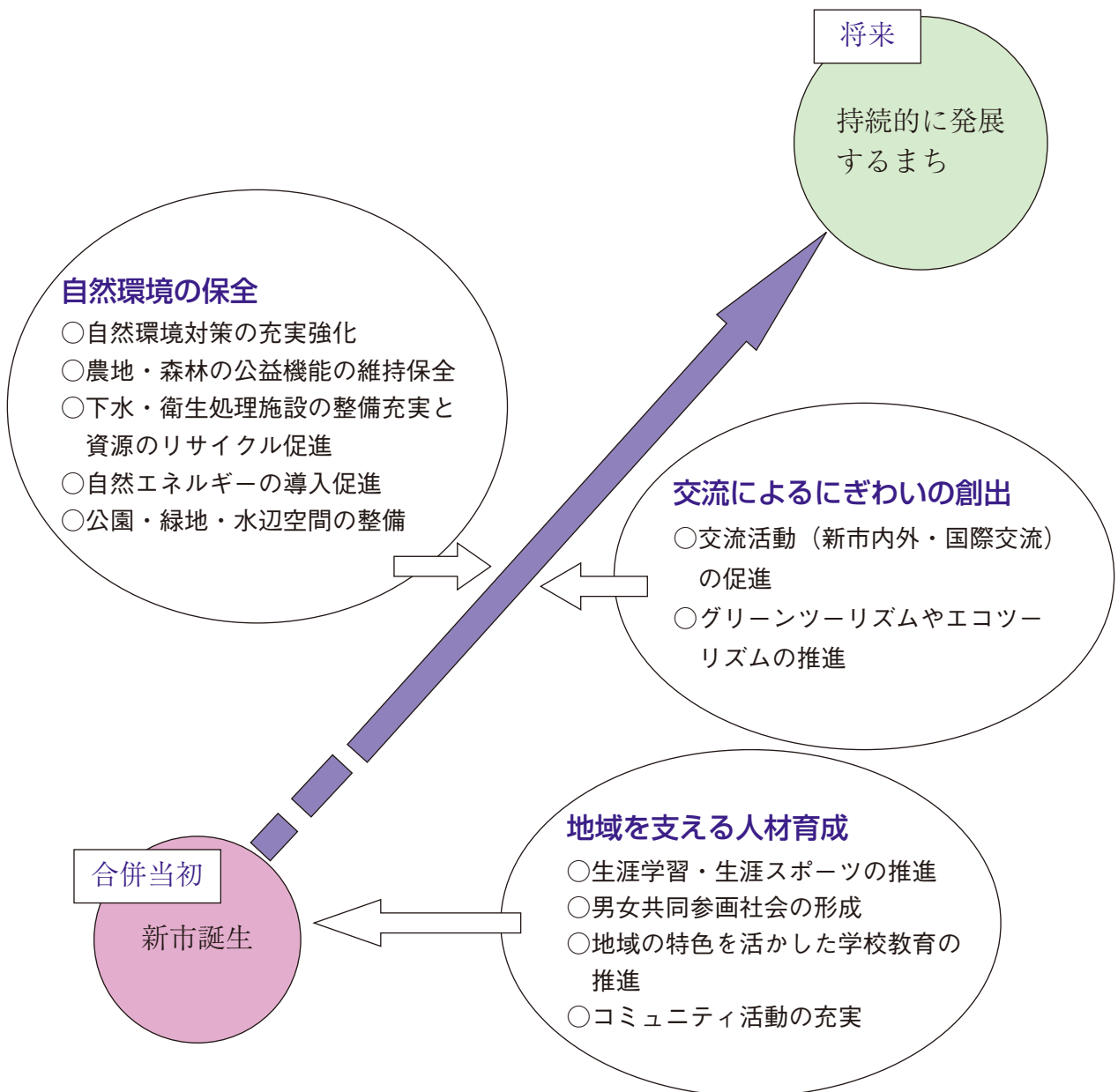
したがって、若者の定住を促すよう、文化面での充実や、交流の促進、魅力ある市街地づくり、若い夫婦が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりなどに総合的に取り組みます。



(3) 将来にわたり発展を続ける地域となるために

「自立」と「定住」により地域が持続的に発展していくことができるように、その礎となる人材の育成を図ります。

さらに、自然環境を基本的な財産としてグリーンツーリズムやエコツーリズム（※3）などの展開により人々の交流が盛んに行われ、地域ににぎわいと活力がもたらされるよう、新市の優れた自然環境との共生を図っていきます。



※3 地域の自然環境を壊すことなく観光活動を行い、自然とのふれあいを体験できる旅行の概念。自然保護と観光、地域経済に貢献することを目的とした旅行形態。

Ⅲ 新市まちづくり施策

1 分野別主要施策の推進

新市における速やかな一体性を確立し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの将来像である「夢・大地 みんなが愛する水の里」の実現を目指します。

そのため、まちづくりの基本方向に沿い、以下の主要施策（主要事業）を推進し、新市の総合的かつ計画的な整備の展開を図ります。

(1) 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり

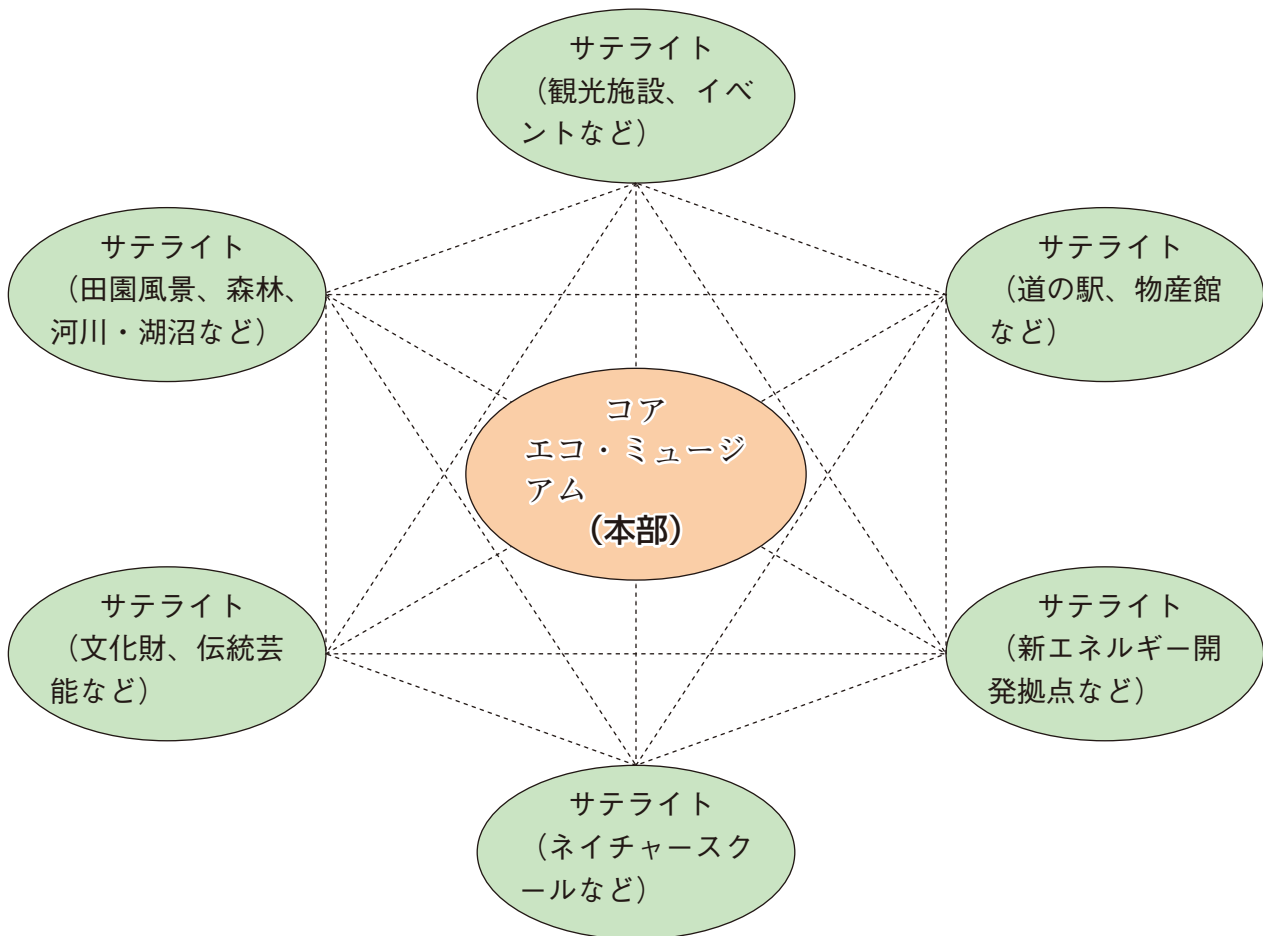
① 自然環境の保全と活用

循環型社会の構築をめざし、ゴミ（廃棄物）の減量化やリサイクルの徹底などを推進するため、大量消費・大量廃棄という生活様式の見直しを図るなど、住民への啓発活動を積極的に推進します。さらに新市の基幹的な産業である農業については、有機農業を推奨して循環型産業へと移行させ、他の産業についても循環型産業を目指した支援施策を進めます。

また、美しい「水の里」を具現化していくために、水環境の保全と環境の美化を進めるとともに、地球温暖化対策への取り組みとして自然エネルギーの導入や森林の保護・育成を進め、その活用を図ります。

これらの取り組みにより維持される自然環境は、ラムサール条約の指定など、国際的にも誇れるかけがえのない基本財産であり、観光や交流の場の資源として積極的に活用していきます。

【関連事業例： **エコ・ミュージアム（※4）構想**】



※4 「エコ・ミュージアム」とは、1960年代にフランスで提唱、展開された農山漁村地域の振興策で、地域を丸ごと「博物館」と見立て、自然、農場、山林や集落、遺跡などを展示室とみなし、住民参加型でつくり上げる新しいタイプの野外博物館です。

また、①研究所機能（研究テーマとしては生活環境の研究、住民生活の研究を主題として、その向上を図り、未来を予測し、発展への道を求めるもの）②保護センター機能（自然遺産、文化遺産、産業遺産等を護り、育て、創造していくもの）③学校機能（住民の仕事の効率や生産の成果をあげるための学校であると同時に、地域の発展に寄与する人材の養成機関となります）などの機能を持ち、行政と住民が一体となって発想し、形成し、運営していくものです。

新市では情報提供・運営組織の中核機能をコア（核）として位置付け、各地の自然、文化財、伝統行事、道の駅・物産館などをサテライト（衛星）として有機的に連携させ「エコ・ミュージアム」を構築していきます。

② 生活環境の整備

より快適な暮らしを実現するため、生活道路や上下水道などの生活関連施設、火葬場、し尿処理施設など生活・衛生環境の整備充実に努めます。

さらに、本圏域には老朽化した公営住宅が多いことなどから、新市全体における公営住宅整備の指針となる公営住宅マスタープラン等の住宅関連計画の策定により、合理的かつ計画的な公営住宅整備を実施し、住環境の整備を図ります。

また、よりよい生活環境を創造していくために住民・商店街・事業者・NPO等との協働のもとで環境美化活動を積極的に推進するとともに、環境美化監視員（仮称）の設置、環境美化関係条例の制定についても検討します。

③ 保健・医療・福祉の充実

住民の健康づくりと疾病の発病を予防する一次予防の充実に図るため、食生活の改善指導や運動指導、各種検診の受診率向上、事後指導等の充実に図りながら、住民自らの健康意識を高め、自己選択に基づいた生活習慣病の改善と健康づくりに必要な環境の整備充実に努めます。

医療分野においては、住民が身近な医療機関で安心して必要な医療が受けられるよう、公立病院・診療所の機能分担、連携を図りながら、地域医療体制の整備を推進していくとともに、耐震補強などを計画的に実施します。また、緊急時においても速やかに適切な処置を受けられるよう、中核病院における休日・夜間医療体制の確立や、救急車の配置を検討するなど救急医療体制の整備を推進します。

児童福祉については、次世代を担う子どもの育成を社会全体で支援する環境の整備を進めるため、新市における「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、放課後児童対策や児童館の整備などを含めた子育て支援事業の実施により、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。

また、障害者福祉については、障害者の自立と社会参加の促進に向けて実施されている支援費制度のサービス提供事業者の育成を図り、障害者（児）デイサービス事業や障害者授産施設など障害者のニーズに合ったサービス提供の場の充実に努めます。

さらに、老人福祉については、高齢者が培ってきた知恵や技術を活かし、生きがいを持って元気に暮らしていくことができるよう、生涯学習活動を通じた生きがい対策事業を推進するほか、介護予防事業等各種事業の充実に努めます。

④ 消防・防災、防犯、交通安全対策

住民生活の安全を確保するため、消防・防災組織や施設の整備充実、防犯組織や防犯灯の整備充実、交通安全施設の整備や交通事故の発生しやすい危険箇所の改修を進めるほか、身の回りの安全に対する住民意識の高揚に努めます。

特に、今後発生が予想される宮城県沖地震に備えるためにも、消防・防災体制を強化する必要があるとあり、消防防災センターの整備や、新市における適切な消防施設配置の検討、耐震貯水槽などの施設整備を進め、消防団などの地域防災組織の充実や、自らの命は自ら守るという防災意識の高揚を図っていきます。

また、本圏域は多くの河川を有しており、大雨の際には河川の増水による内水被害や天然河岸の流失などの被害が発生しています。このため国県との連携を図り、北上川など大河川の堤防かさ上げ工事の推進や中小河川、長沼ダムの整備を推進し、自然災害の防止を図ります。

一方、圏域内の犯罪件数が増加する傾向の中で、防犯に対する住民意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域社会、地域防犯組織、関係機関との連携を深め、犯罪のない安全な地域社会を構築していきます。

交通安全対策においては、家庭、職場、学校、地域の連携を強化し交通安全意識の高揚を図っていくほか、交通安全関係団体の育成を推進するとともに、交通安全指導員等の活動を充実し、指導体制の強化に努めます。

施策項目	主要事業
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー施設整備事業 ・森林、河川・親水公園整備事業 ・自然保護と自然愛護思想の普及啓発
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設整備事業 ・下水道施設等整備事業 ・汚泥再生処理センター整備事業 ・火葬場整備事業 ・公営住宅マスタープランの策定
保健・医療・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間救急医療体制整備事業 ・障害者（児）デイサービス事業 ・放課後児童対策の充実 ・児童館整備事業 ・地域子育て支援センターの充実 ・生活習慣病予防のための健康づくり事業 ・精神障害者福祉の充実 ・老人福祉施設整備事業
消防・防災、防犯、交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災センター整備事業 ・消防出張所整備事業 ・耐震貯水槽整備事業 ・消防・防災組織の育成 ・防犯組織の育成 ・交通安全運動の推進 ・交通危険箇所の改修推進

(2) 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり

① 農業の振興

農業を名実ともに新市の基幹産業として発展させていくためには、消費者ニーズに対応した新たな農業振興を展開していく必要があります。

そのため、肥よくな農地、畜産による有機資源、経営意欲の高い多様な担い手の存在など、豊かなふるさと資源を活用しながら、環境保全を意識した「地域循環型農業」を推進していきます。

さらに、農畜産物販売戦略の基礎として、関係機関との連携により米・野菜・肉用牛などの農畜産物のブランド化に全力を挙げて取り組むものとし、これらを実際に推進、実現するため、研究・教育機関の設置を進めます。

新市の農業において最も大きな位置を占める水田農業については、生産組織などの法人化を推進し、担い手の確保と生産性の向上を図っていきます。そして、農地の有効な土地利用を図るとともに、流動化を促進し、担い手への集積を推進するほか、地域ごとに水田農業の将来について話し合いを進めるなど、集落農業における新たな土地利用システムの構築に努めていきます。

また、県内有数の畜産地帯として安定的な経営の維持・発展を図るため、消費者の信頼性の高い畜産物の生産を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理を推進し、畜産環境の向上を図っていきます。

生産された農畜産物の地域内における消費拡大のため、関係機関と連携した「地産地消」への取り組み、スローフード（※5）などの活動を推進します。

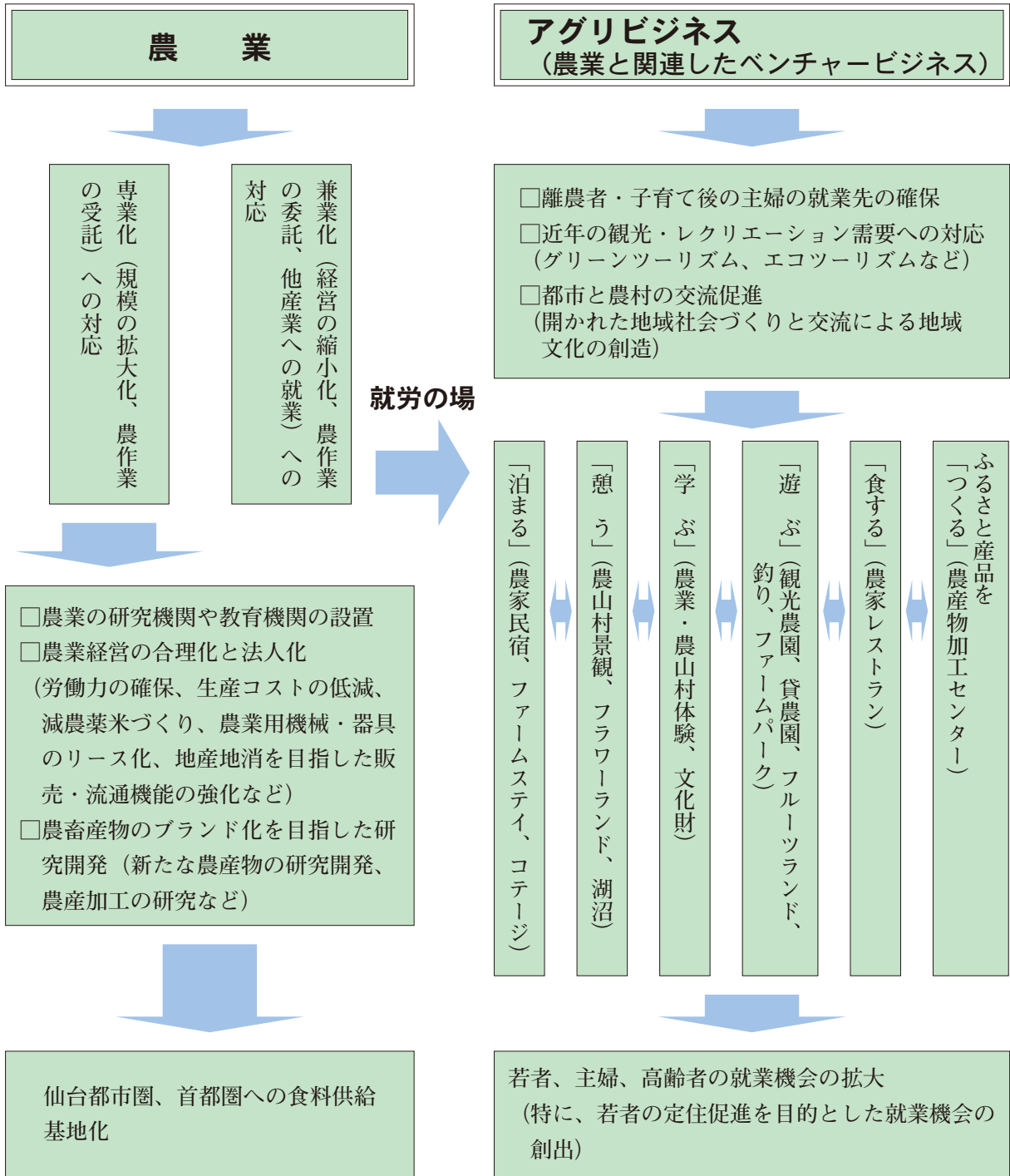
一方では、農業関連分野への就業機会の拡大と、高付加価値化農業の推進を図り、アグリビジネス（※6）の創出を誘導し、農業の生産額の増大を図るほか、グリーンツーリズム・エコツーリズムを積極的に推進し、地域住民の農業関連所得の向上に努めます。

※5 イタリアで始まった運動で、その土地でとれた安全な食べ物、その季節にとれた新鮮な食べ物、質の良い食べ物を守ろうとするもので環境に配慮した食文化の運動として次の3つの指針を掲げています。

1. 消えてゆく恐れのある伝統的な食材や料理、質のよい食品、酒を守る。
2. 質のよい素材を提供する小生産者を守る。
3. 子どもたちを含め、消費者に味のある教育を進める。

※6 アグリビジネスとは農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業のことをいいます。

【関連事業例： **アグリビジネスの推進**】



② 林業の振興と森林保全

地場産業である林業の維持・発展を図るため、経営の近代化と担い手の確保に努めるとともに、新市において設置する新たな公共施設については可能な限り木質化を進めるなど、地域産材の消費拡大に努めます。

また、マイタケ、シイタケ、山菜及び木炭・木酢液等の特用林産物の生産性の向上を図り、加工による高付加価値化を推進し販路の拡大に努めます。

一方、森林組合などの関係機関と連携し、「森林認証（※7）」の取得等に取り組みながら、森林が持っている公益的機能の維持・増進を図っていくものとし、併せて観光・レクリエーションや体験学習活動の場としての活用を進め、森林の公益的役割の周知に努めます。

※7 森林認証制度は「適切な森林管理」を認証し、その森林で生産された木材及び木材製品を表示する制度であり、「認証と表示」という市場を活用するソフトな政策手段によって持続可能な森林管理を普及させることを目的とするものです。

③ 商業の振興

商店街の活性化を進めていくためには、地域に根ざしたきめ細やかなサービスの提供を行っていく必要があります。

そのため、多様化した消費者ニーズや情報化に対応することができるよう、商店経営者の研修機会の充実を図り、意識改革による経営能力の向上や後継者の育成を推進するとともに、商工会の組織活動を促進し、支援体制の強化に努めます。

また、商店街ににぎわいを取り戻すことができるよう、空き店舗の活用や街並み整備などについて、地域ぐるみで取り組むことができる仕組みを検討し確立します。

④ 工業の振興

新市において雇用機会の確保は若者の定住につながる重要な課題となっています。製造業など第2次産業を取りまく環境は厳しさを増し、雇用にも重大な影響を及ぼしており、雇用の確保は喫緊の課題となっています。

特に製造業者はこれまで以上の生産性や品質の向上、高い技術の確保や新たな開発、独創性が求められているところであり、このことを踏まえて既存企業や起業者への支援を行っていきます。

また、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備に伴い、高速交通網へのアクセス性が向上し、新市における新たな企業立地環境が整うこととなります。このため、より効率的な土地利用の検討や、情報通信網の整備によるIT環境の充実、高等教育機関の誘致による人材の育成を図るほか、企業立地のための優遇施策を構築し、企業が進出しやすい環境を整えます。

⑤ 観光環境の整備充実

通過型観光からより収益性の高い滞在型観光へのシフトを図るため、民間活力による宿泊施設の整備を誘導するとともに、四季折々の観光ルートの整備や、各種イベント、伝統行事の開催にあわせた周遊型観光企画の実施など、工夫を凝らした事業を推進します。

また、観光が他の地場産業の振興にも寄与することができるよう、農林業と連携しながらグリーンツーリズムやエコツーリズムを進めます。

さらに、観光施設や各物産販売施設などのネットワークによる市内観光に係る案内機能を強化し、観光客への適切な情報提供に努めます。

施策項目	主要事業
農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤整備事業 ・ 研究・教育機関の設置（産業振興センターの設置） ・ 減農薬・有機農業の推進による人に優しい環境保全型農業の確立 ・ 地域農産物のブランド化の推進 ・ 地域農産物の高付加価値化と流通販売促進事業 ・ 農業用水等浄化実証事業 ・ 担い手確保対策の充実 ・ アグリビジネスの起業促進
林業の振興 と森林保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設木質化による木材消費の拡大 ・ 林産物の利活用促進事業 ・ 特用林産物の高付加価値化 ・ 森林認証の取得 ・ 公益的機能の維持増進
商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会事業の支援 ・ 商店街活性化支援事業
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存企業への支援 ・ 企業立地環境の整備 ・ 土地区画整理事業
観光環境の 整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設整備の誘導 ・ 市内観光ルートの構築 ・ グリーンツーリズム・エコツーリズム推進事業

(3) 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり

① 道路交通網の整備

住民生活に身近な生活関連道路の整備充実を図るとともに、新市内の国県道の整備促進を関係機関に働きかけていきます。また、市街地の交通渋滞の解消や通勤・通学時の混雑を緩和し、利便性が高く安全で快適に利用できる道路ネットワークを構築します。

また、「三陸縦貫自動車道」や「みやぎ県北高速幹線道路」「登米圏域・古川間連絡幹線道路」の整備促進と、新幹線・JR線へのアクセス道、さらには東北縦貫自動車道長者原サービスエリアへのインターチェンジの開設とそのアクセス道の整備を関係機関に働きかけるとともに、必要な市道の整備を行い、他圏域への移動時間の短縮を図り、人と物の交流を促進します。

② 公共交通機関の整備充実

JR東北本線、JR気仙沼線については、通勤・通学時の列車の増発を関係機関に要請するとともに、主要な駅の駐車場確保や周辺環境の整備を行い、利用者の増加と利便性の向上を図ります。

また、既存のバス路線の維持に努めるほか、住民が通学・通院・買い物などに気軽に利用できる住民バスの運行について検討を行い、住民だれもが市内を自由に移動できる環境整備を目指します。

③ 情報通信基盤の整備

情報通信基盤は、高度情報化時代にあって、住民生活の利便性の向上や企業活動の活性化、行政運営の効率化などを進めるうえで、重要な役割を果たす新市の社会資本と位置付けられます。

このため、新市においては情報格差の解消と防災をはじめ、医療・福祉、テレビ難視聴対策などさまざまな分野での活用が可能なCATV等の新世代情報インフラ整備の検討を行い、積極的な情報通信基盤の整備に努めます。

また、高齢者をはじめ、全ての住民がIT（情報技術）社会を身近に捉え、インターネットなどを気軽に利用できるよう、利用者のレベルに応じたIT講習会をさらに進めます。

まちづくりにおいては、インターネットを活用しホームページを介した行政情報の公開と住民意見の聴取など、住民参画の一端を担う手段として活用していきます。

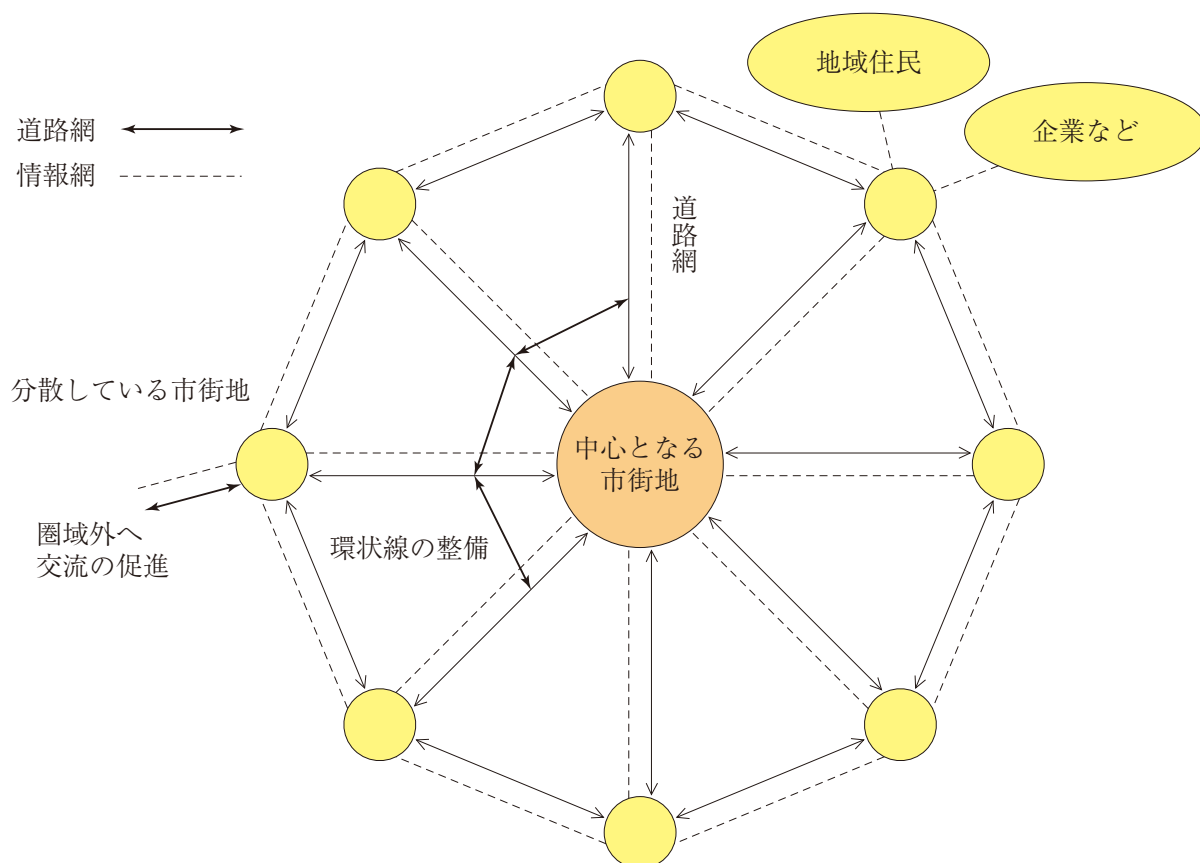
④ 交流活動の推進

豊かな自然環境や歴史的建造物、文化財、農産物や加工品の特産品等、様々な資源を有し、人情味あふれる人々が暮らす魅力ある地域のなかで、新市内外との交流を促進し、広い視野を持った人材の育成を進め、地域文化や地域経済の活性化を図ります。

また、スポーツや文化面での交流を促進し、青少年の健全育成に努め、個性的な地域づくりを進めます

さらに、語学研修事業や在住外国人との交流、異文化セミナー等の国際交流事業を推進し、住民の国際感覚の醸成を図ります。

【関連事業例：交流ネットワークの整備】



施策項目	主要事業
道路交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市道整備事業 ・国県道の整備促進 ・高速道路の整備促進 ・アクセス道の整備促進
公共交通機関の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民バス運行事業
情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共ネットワーク整備事業 ・市民のIT化推進
交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流事業 ・友好都市交流事業 ・国際交流事業

(4) 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり

① 学校教育の充実

21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、基礎学力の習得を確かなものとし、小・中一貫教育モデル校の設置などにより、小学生からの英語教育やコンピュータ教育を進め、子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育に取り組みます。

さらに、総合学習の時間を活用し、環境教育の推進を図るとともに、豊かでたくましい心を育み、広い視野を持つことができるよう、農林業体験やボランティア活動などの様々な体験学習を取り入れます。

子どもたちの教育環境については、市内のすべての児童・生徒に平等かつ質の高い教育を行うため、学校再編を進めるとともに、学校給食センターについても再編整備するものとします。

また、安全で良好な教育環境を実現するため、危険校舎や耐震基準に合致しない施設については速やかに調査し、改築や耐震補強、大規模改造などを計画的に実施します。

一方、更なる教育レベルの向上を図り、質の高い有用な人材を確保し産業の振興や地域の発展を図っていくために、専門学校や大学などの高等教育機関の積極的な誘致活動を推進します。

② 社会教育の充実

住民の生涯の各時期にわたって多様な学習の機会を提供するため、地域の公民館施設等を拠点に、各種教室・講演会・研修会などを開催し、住民の学習意欲に応える体制を整備します。

さらに、本圏域には本格的な図書館がないことから、図書館機能の充実を中心とした複合型の生涯学習施設の整備を進めます。

また、地域の人材を各方面の指導者として積極的に登用し、人と人のつながりからの知恵や情報の伝達を通して地域の力の増進へとつながるよう、まちづくりの骨格となる人材の育成に取り組んでいきます。

③ スポーツの振興

日常生活の中で、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を積極的に支援します。

また、一人ひとりの年齢や目的、興味、レベルに合わせてスポーツができるよう、指導者育成を支援し、地域住民の健康・体力増進に資すると

もに、スポーツを通じたコミュニティづくり、人づくりを推進します。

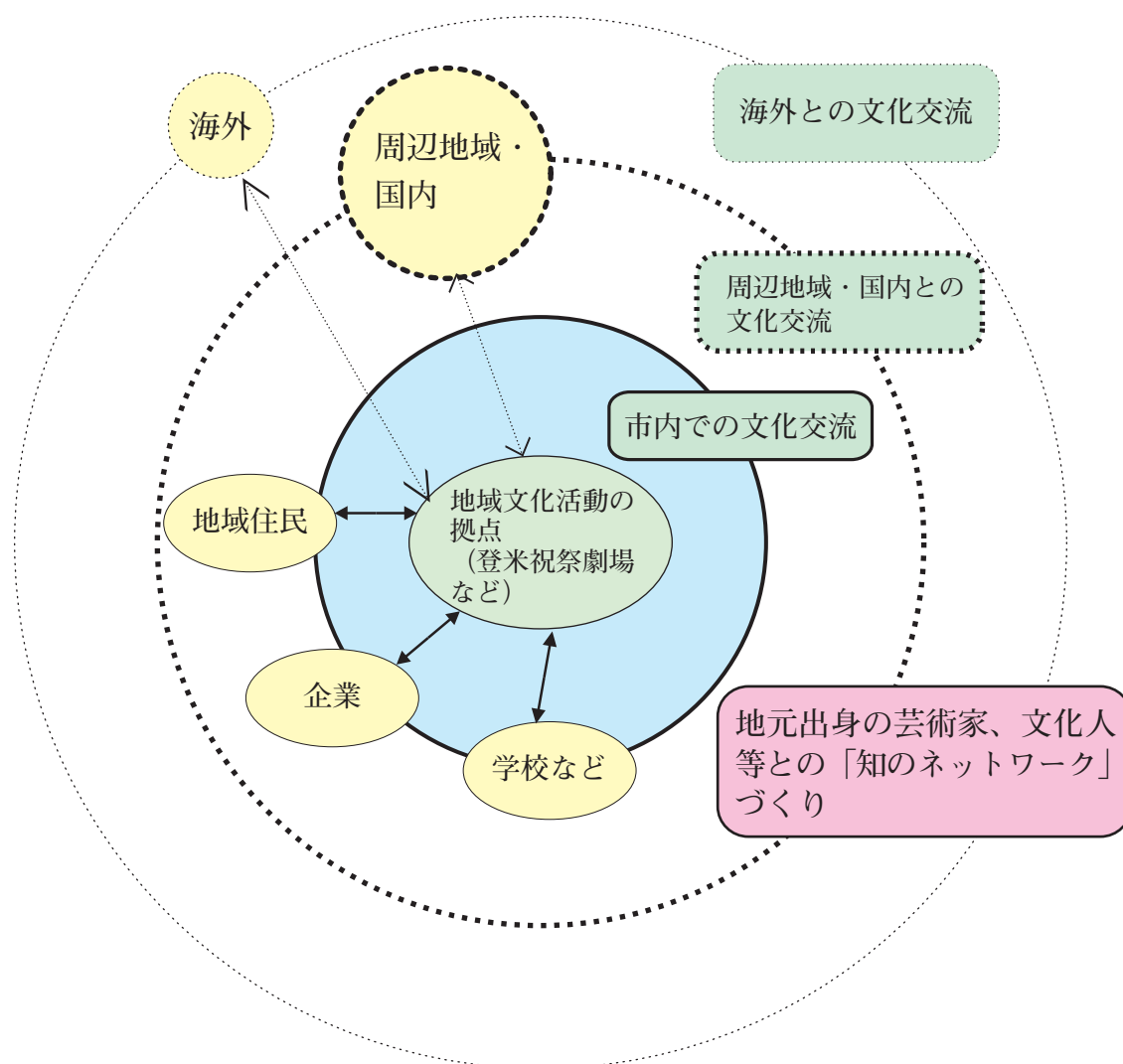
さらに、公認陸上競技場、パークゴルフ場等の整備や既存施設の適切な管理に努め、住民が安全で快適にスポーツを楽しめる環境を整備するとともに、各種スポーツイベントを行い、活発なスポーツ交流を推進し活力ある地域を目指します。

④ 地域文化活動の振興

登米祝祭劇場を軸に、質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実を図るほか、住民の発表の場を設けるなど、住民自ら文化の創造に参加する環境づくりに努めます。また、それぞれの文化活動分野におけるネットワークづくりを支援し、新市内外の人々との文化交流を促進します。

文化財や地域に伝わる伝統芸能、祭り、季節の行事については、その保護・保存を図るほか、地域全体での取り組みを推奨し、住民の関心と理解、愛護意識の高揚に努めるとともに、全国に向けてPRし、観光振興の面でも積極的に活用します。

【関連事業例：「知のネットワーク」を広げるための文化交流の促進】



⑤ 青少年の健全育成

青少年の地域活動やボランティアなど、小・中学生のうちから地域社会で活動する機会を拡大しつつ、社会の一員であることの自覚を高めながら「心の教育」に取り組みます。特に年代を超えた関わりを持つことにより、青少年の豊かな人間性の創造を目指します。

また、青少年の活動の場としての各文化施設、体育施設、公民館、図書館等が有効に活用されるよう誘導するとともに、家庭、学校、地域の連携を強化し、地域ぐるみで青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

施策項目	主要事業
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・教育施設整備事業・学力向上対策事業・パソコンを使用した効率的教育の推進・大学・専門学校等の誘致・小・中一貫教育モデル校実施事業
社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習活動推進事業・図書館・生涯学習施設等整備事業・地域を担う人材の育成事業
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none">・総合型地域スポーツクラブ設立支援事業・体育施設整備事業
地域文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none">・文化財保護事業・文化・伝統芸能活動推進事業
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">・青少年を取り巻く環境整備の推進・青少年組織の育成

(5) 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり

① コミュニティ活動の充実

自治会・町内会などは、地域社会を構成し維持するための基本的な組織であり、福祉・教育・衛生・施設管理・行政連絡など、多様な機能を担っています。

分権型社会において各地域が発展していくためには、自立的なコミュニティ組織やNPO、各種ボランティア組織の活動が必要不可欠であり、これらの組織を住民と行政のパートナーシップのもとで支援し、地域の活性化を図ります。

また、地域が一体となった将来性豊かな地域づくり活動を奨励し、「地域づくりコンテスト（仮称）」の実施などを通じて地域の連帯感を深め、自治活動に対する住民意識の高揚を図ります。

② 男女共同参画の促進

少子・高齢化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ社会的活動や家庭生活などすべての分野において責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かな社会の実現が求められています。

そのため、新市においては「男女共同参画条例」の制定を検討し、実態調査や研修講座などの学習機会の提供を行いその啓発に努めるとともに、男女が相互の協力の下に、家事・育児・介護等に当たることのできる環境の整備を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。

③ 地域政策の確立

それぞれの地域がこれまでに行ってきた個性ある地域づくりを尊重しながら、均衡ある地域の発展を目指します。

そのため、住民参加とパートナーシップのプロセスの上に立った住民の選択、地域の選択を基本に、地域のニーズから発生する施策の総合化を図り、住民の身近な地域で供給することが望まれるサービスを企画、実施していきます。

さらに、地域審議会を設置し、地域の実情に応じた施策の展開に対する意見等を反映しながら、きめ細かな行政サービスの実現を目指します。

④ 市街地の整備

各地域の市街地については、地域の均衡ある発展のため中心的な役割を果たしていくことができるよう、地域特性を活かしながら、公共施設の多機能化や複合化等に取り組み、整備を図ります。そのため、地域内の合意形成に努め、商店街の活性化を進めるとともに、ポケットパーク（※8）や街路樹の整備、バリアフリー化など、緑のある優しいふれあい空間を創造し、にぎわいと出会いの場を演出します。

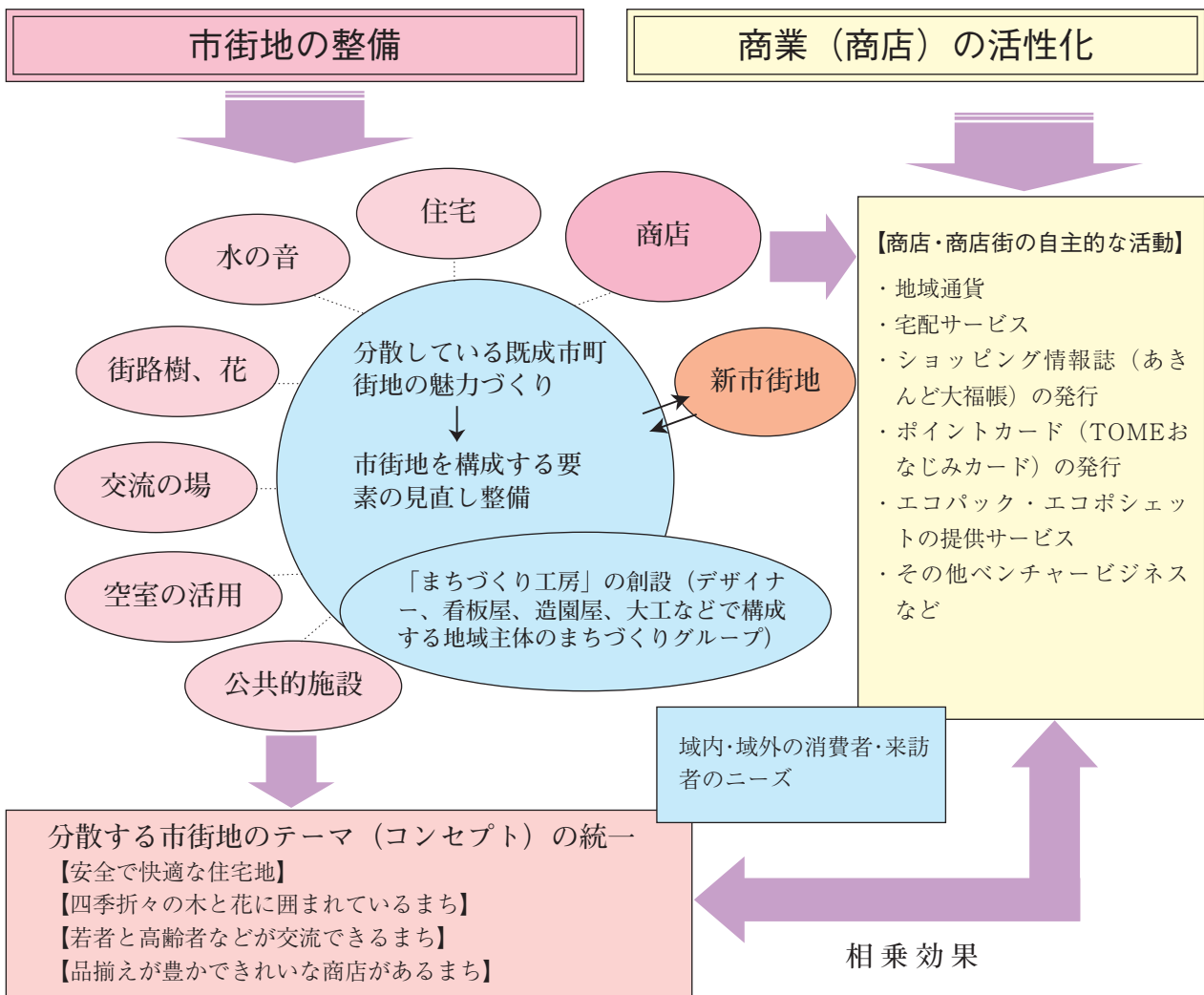
特に、中心市街地にあっては、市民交流施設に行政機能を附帯させた多機能型複合施設の整備を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。

また、定住促進につながるよう、下水道施設などの都市的機能整備に努め、住環境の整備を促進するとともに、美しい街並みを創っていくための条例の制定について検討します。

その一方で、総合的な視野に立って都市計画などの土地利用計画を策定し、計画的な市街地の整備に努めます。

※8 ポケットパークとは街の一角に設けられる小公園のことをいいます。

【関連事業例：市街地整備と商業（商店）の活性化】



施策項目	主要事業
コミュニティ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織の自立支援 ・地域コミュニティ活動支援 ・NPO・ボランティア組織の育成
男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の啓発活動・学習機会の提供 ・男女共同参画条例制定の検討 ・子育て支援・介護支援等の充実
地域政策の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置・活用
市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・都市計画区域の見直し ・住環境整備 ・バリアフリー化の推進

(6) 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり

① 住民参加の促進

住民参加を推進するためには、住民と行政の信頼関係を深め、パートナーシップを築いていく必要があります。

そのため、まちづくりに関する基本原則や、情報共有の方法、計画段階からの住民参加方法などを明らかにした「まちづくり条例（仮称）」の制定について検討します。

また、広報やインターネットなどを活用して、新市における様々な情報の共有化と公聴システムの充実を図り、だれでもまちづくりに参加しやすい環境の整備を図ります。

② 行財政の効率的な運営

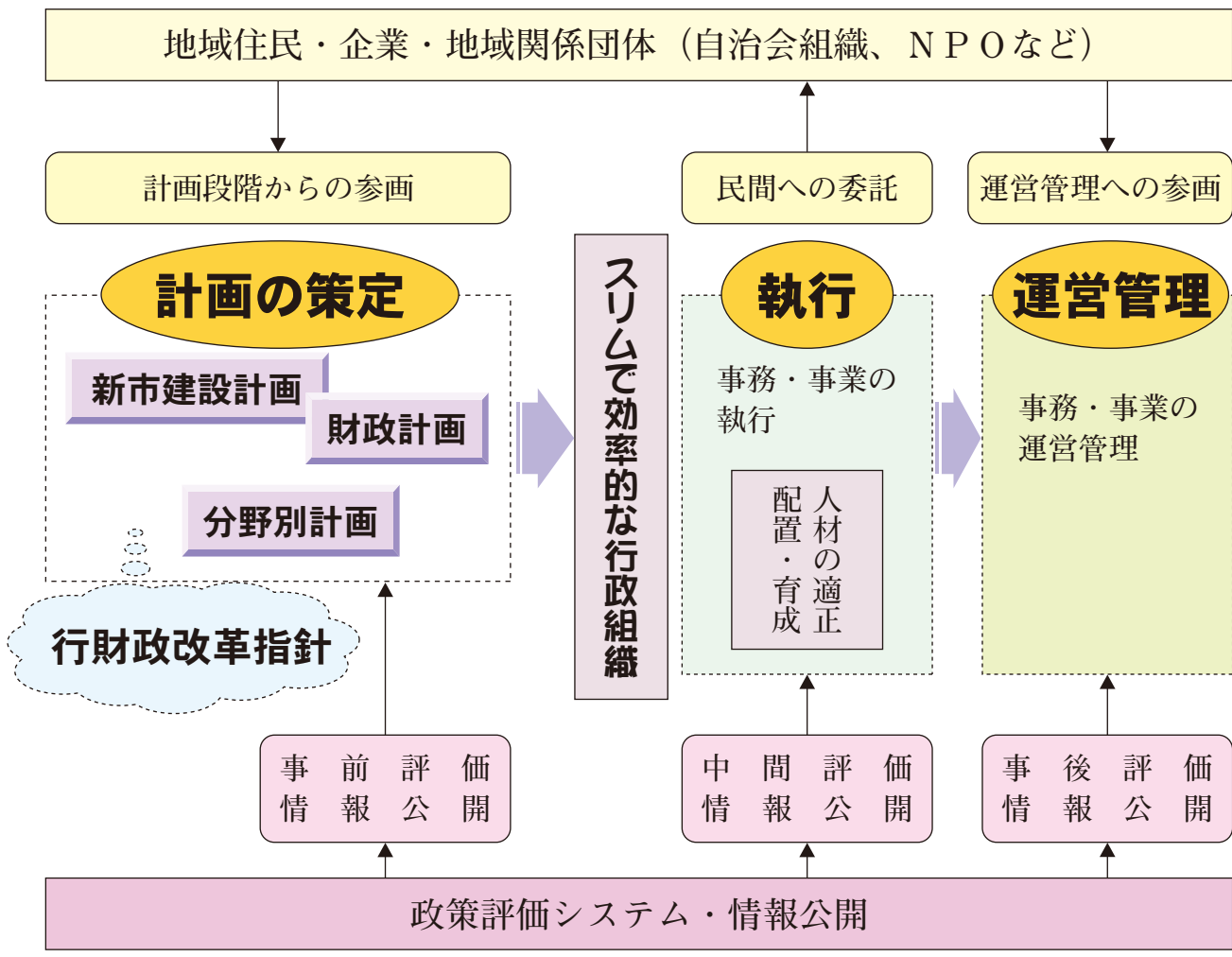
地方分権一括法が施行される中で、自主・自立的な行政の展開を図り、かつ、多様化する住民ニーズに効率的に対応し、住民サービスの向上に努めるため、行政評価システムを導入するとともに、行財政改革に積極的に取り組み、事務事業の見直しなどを行い、効率的・計画的な行財政運営を推進します。

また、合併の効果を現実のものとするためにも、計画的な職員の定員管理、各種施設の管理運営の民間委託推進や、民間資金を活用するPFI（※9）による公共施設整備の検討を行います。

さらに環境ISO（※10）の取得により、環境保全に対する取り組みを圏域内外にアピールするとともに、住民・行政が一体となって環境保全に取り組んでいきます。

※9 公共施設などの建設、維持管理運営などに民間資金とノウハウを活用し、効率的、効果的な公共サービスを図る手法

※10 環境ISOのメイン規格である環境マネジメントシステム規格（ISO14001）は、組織（企業・自治体など）が環境配慮活動をするための仕組みに関する規格であり、現在では、企業はもとより、地域の環境保全に第一義的な責任を有する自治体の環境マネジメントのツールとしてその有用性が認識され、多くの自治体がこのシステムを導入しています。



施策項目	主要事業
住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例制定の検討 ・情報公開の充実 ・広報公聴活動の充実
行財政の効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の推進 ・行政評価システムの導入 ・職員研修の充実 ・定員適正化計画の推進 ・公共施設運営の民間委託の推進 ・PFI事業の検討 ・ISO14001認証の取得

2

新市における県事業の推進

平成12年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とした宮城県総合計画は「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり」を基本理念とし、「県民一人ひとりが誇りを持ち、自らの夢に挑戦できる躍動感あふれる地域社会の創造」を目指しています。

また、広域登米圏における施策展開の基本方向を「1 異業種交流や先導的な取り組みによる地域産業の新たな展開」「2 歴史・風土に育まれた地域資源の活用による地域づくり」「3 快適な暮らしを支える生活環境の整備」としています。

このような基本理念と施策展開の基本方向によって、「歴史に培われた優れた地域資源と活力ある担い手により、付加価値の高い農業の展開や商業の活性化等、地域一体となった産業の振興を図り、伊豆沼・内沼をはじめ、長沼、北上川等の豊かな水辺環境の中で、地域の伝統文化が継承されるとともに、快適な生活環境が整備され、安心して暮らすことができる地域づくりを推進していく」こととしています。

(1) 新市における県の主要施策

宮城県では、登米地域9町の合併により誕生する新しい市の均衡ある発展を目指し、「夢・大地 みんなが愛する水の里」の実現のため、総合計画の基本理念や施策展開の基本方向に沿って、以下のような施策を積極的に推進するとともに、まちづくりの核となる各種施策に対しても、新市と連携を図りながら必要な支援を行います。

① 人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり

(ア) 自然環境の保全

ラムサール条約登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼について、自然保護団体や市町村との連携を図りながら、自然環境の保全を図ります。

また、森林、河川、水田や農業用排水施設などを活用し、潤いのある自然空間の整備を図りながら快適な生活環境の創造を推進します。

(イ) 生活環境の整備

迫川等の公共用水域の水質保全と、健康で快適な生活環境の確保のため、迫川流域下水道や農業集落排水施設等の整備拡充を促進します。

(ウ) 医療体制の整備

新市における救急医療提供体制の充実を図るため、新市の中核的な病院に24時間対応の高次救急医療体制の整備を支援します。

(エ) 災害対策

古くからの水害常襲地帯である低平地を水害から守るため、長沼ダムや河川整備の促進などの治水対策を促進します。

② 大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり

(ア) 農業の振興

競争力のある宮城米づくり、地域水田営農、良質麦大豆生産を推進するとともに、効率的な生産基盤の整備を推進します。野菜・花きについては、計画的な生産出荷により安定供給できる特色ある産地づくりを進めるため、栽培施設、省力化機械導入など、産地の強化を促進します。

また、多様化する消費者ニーズに応えるため、技術開発及び栽培マニュアル化を行うとともに、有機農産物等の生産推進を支援します。

畜産については肉用牛生産がこの圏域の有力な産業となっており、これまでの質重視の肉牛生産に加えて、質量ともに備えた肉牛生産を推進するなど、低コスト肉牛生産体制の構築を推進するとともに、畜産経営による環境汚染の防止と経営の合理化を図るために必要な基盤、家畜排せつ物処理施設等の整備と併せて畜産施設周辺環境の整備を支援していきます。

(イ) 林業の振興

人工林資源の有効活用と森林整備を一体的に図るため、木材産地から流通・加工にいたる連携を強め、県産材の産地形成を促進します。

(ウ) 異業種交流の推進

地域の意欲ある人材のネットワークによる異業種交流などにより、新たな地域産業の創出を目指すとともに、商業基盤施設の整備等による魅力ある商店街づくりを支援し、地域商業の再生と振興を図ります。

③ 人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり

(ア) 交通網の整備

広域連携による沿岸県土軸の基盤として、産業の活性化、交流人口の増大に向けて、三陸縦貫自動車道の整備を促進します。また、三陸縦貫自動車道と連結させ、隣接圏域相互の交流を促進し、地域づくりや産業・観光の振興を支援するため、みやぎ県北高速幹線道路の整備を推進します。

地域の要望の高い国県道の改良については、計画的に推進するとともに、市道の整備にあたっては国の合併支援が円滑に行われるよう支援していきます。

(イ) 公共交通の確保

地方バスについては、交通弱者のため路線の維持を図り地域生活の足を確保するための支援を行います。

(ウ) 公共ネットワークの活用

県と市町村を結ぶ「みやぎハイパーウェブ」を活用し、高速大容量の通信ネットワークによる公共施設間の情報交換、情報共有を実現し行政事務の効率化・迅速化を支援します。

(エ) 交流活動の推進

農村の活性化を図るため、地域の自然や食文化等を活用したグリーンツーリズムによる、都市住民との交流を支援します。また、地域の自然や歴史、文化等を観光や教育に活かす「エコ・ミュージアム」の在り方について、検討を行います。

④ 歴史に学び豊かな心と文化を育むまちづくり

農業農村の持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元等を行い、都市と農村の共生、地域の活性化を図ります。

また、地域の歴史的・文化的資源を活かした地域づくりや定住の促進に向けた取り組みに対し支援します。

⑤ 地域が魅力的で元気あふれるまちづくり

地域づくりは、県や市町村など行政だけではなく、住民、ボランティア、NPOなど、多様な主体の参加と協働により進められることが重要であることから、その連携強化を促進します。

また、新市の各地域における、商店街の活性化等に対する主体的な取り組みに対し支援します。

⑥ 行財政改革を進め住民の創造力を活かすまちづくり

合併に伴う財政需要について、財政支援を行うために創設した「みやぎ新しい町・未来づくり交付金」により、新市が速やかに一体的な行政サービスを展開するため、さらに広域的観点からの地域づくりやまちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政の運営の効率化、基盤の充実など、合併に伴う事業を支援します。

また、新市になって実施する新たな事務事業については、その専門的な職員の確保、養成にあたり、新市の要望に基づいて一定期間、必要に応じて県職員を派遣します。

(2) 新市における県事業

新市における県事業として、ほ場整備などの農業農村整備事業、県道拡幅などの県道整備事業、河川改修事業などを実施します。

施策項目	主な県事業
人と自然が共生する安心して快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険広域化等支援事業 ・ 地すべり防止事業 ・ 河川事業 ・ 砂防事業 ・ 治山事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 長沼ダム事業 ・ 流域下水道
大地の恵みと人の技を活かした活力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業経営支援事業（商工会） ・ 水田農業経営確立排水対策特別事業 ・ 経営体育成基盤整備事業 ・ 中山間地域総合整備事業 ・ 湛水防除事業 ・ 県営かんがい排水事業 ・ 新農業水利システム保全整備事業 ・ 基幹水利施設補修事業 ・ ため池等整備事業 ・ 一般農道整備事業 ・ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ・ グリーンツーリズムの推進
人と情報が活発に交流する活動的なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域バス運行維持対策費補助事業 ・ 道路建設事業（国道、主要地方道、一般県道） ・ 過疎代行事業（道路）（市道）

公共的施設の運営については、新市における財政運営の健全化を図るうえでも、より一層の効率性が求められており、各種施設の民間委託などを積極的に推進していく必要がありますが、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、十分配慮しながら検討を行っていくものとします。

また、学校施設などについては、地域の特殊性を考慮しながら、適性規模のあり方などの議論を進め、地域住民の十分な合意を得ながら、適正配置を実現していくものとします。

さらに、生涯学習施設や体育施設をはじめとする公共的施設の効率的な配置や設置、統廃合、除却等について検討を行い、適正配置に努めます。

新たな公共的施設の整備についても、計画段階からの住民参加を基本に、財政状況等を踏まえながら、事業の効果や効率性、PFI事業の導入も含めた整備手法、運営方法等について十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能なかぎり有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新市の本庁舎については、既存施設の有効利用の観点から、当分の間、迫町役場に置くものとし、新たな庁舎の建設については、行政運営の効率化や、交通事情、他の官公署との関係等について、住民の利便性を考慮し、検討の上、整備するものとします。

合併前の各町役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所として存続させ、行政ネットワークの強化等を図っていくとともに、地域の公共的施設としての複合的な利用を図っていくものとします。

IV 財政計画

1 財政計画策定に当たっての主な前提条件

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目別に、過去の実績、経済情勢や人口推移などを勘案し、合併後26年度間について普通会計ベースで作成したものです。

作成に当たっては、新市建設計画に基づく主要事業、市民負担・サービス水準に関する調整方針に伴う財政影響分、国による財政支援分などを反映させるとともに、健全な行財政運営に心掛けるようにしています。

なお、新市においては単年度ごとに可能なかぎり将来を見通した上で、この計画に時点修正を加えながら、行財政運営を行っていくことになります。

(1) 基本的な前提条件

① 基準値

財政計画では、平成17年度から令和4年度までは決算額を用い、令和5年度から令和12年度までは令和5年度決算見込額を基準値として用いています。

② 人口推計の反映

人口増減に影響を受ける歳入・歳出項目については、コーホート要因法による人口推計結果を反映させ算出しました。

(2) 歳入における主な前提条件

① 市税

市税については、景気動向や人口減少による課税客体などの減少を見込み算定しています。

② 地方譲与税及び各種交付金

地方消費税交付金は国の経済財政に関する試算を考慮し、それ以外は、令和5年度決算見込額を基本として算定しています。

③ 地方交付税

地方交付税については、令和5年度決算見込額を基本として、人口減少の

影響や、今後における市債借り入れを含めた、公債費の変動に伴う影響等についても加えて算定しています。

④ 分担金・負担金・使用料・手数料

分担金、負担金、使用料、手数料については、過去の実績などにより算定しています。

⑤ 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、第二次登米市総合計画実施計画に掲げた各種事業実施の見通しや、児童手当負担金など、少子化などの影響を考慮するとともに、今後における新市建設事業費分として見込まれる額を算定しています。

⑥ 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金については、過去の実績などにより算定しています。

⑦ 市債

新市建設計画の事業実施に伴う合併特例債のほか、通常の地方債も見込み算定しています。

なお、合併特例債は、後年度への財政負担となることから、有効性や効率性、緊急度・優先度を勘案した上で真に必要と考えられる主要事業、基金造成などへの充当とし、前期財政計画及び後期財政計画の実績額と、今後の見込額を合わせて全体でおよそ572億円を見込みました。この額は借入可能額572億円と同額になります。

(3) 歳出における主な前提条件

① 人件費

人件費については、定員適正化計画に基づく職員削減や、技能労務職員の退職者不補充分の減員、また、定年延長による影響などを考慮し見込みました。

② 扶助費

扶助費については、少子化の影響から児童手当給付費などの減少が見込まれるものの、過去の実績から介護・訓練等給付費の伸びなどを見込みました。

③ 公債費

公債費については、現行の後期計画実績見込額までの市債に対する償還予定額に、令和12年度までの後期計画の事業実施に伴う新たな市債の償還見込額を加えて見込みました。

④ 一般行政経費

一般行政経費については、過去の実績などにより算定し、人口減少の影響や行財政改革による事務経費の節減効果や、隔年発生する経費などの影響を見込みました。

⑤ 繰出金

繰出金については、高齢化の影響などを考慮し、介護保険特別会計繰出金などの増を見込みました。

⑥ 投資的経費

投資的経費については、総合計画実施計画による事業費などに加え、今後、合併特例債の活用が見込まれる事業などを見込みました。

2

前期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)
市税	6,596	6,463	7,116	7,460	7,022
地方譲与税・各種交付金	2,930	2,955	2,180	2,046	1,963
地方交付税	17,979	17,501	17,384	17,850	18,294
うち普通交付税	16,362	16,047	16,053	16,536	16,958
うち特別交付税	1,617	1,454	1,331	1,314	1,336
うち災害復興特別交付税	0	0	0	0	0
分担金・負担金・使用料・手数料	1,113	1,097	1,033	1,037	956
国・県支出金	4,553	4,712	5,606	5,920	9,515
財産収入・寄附金	106	121	158	290	117
市債	4,599	6,060	5,626	6,511	5,660
うち合併特例債	586	2,345	2,811	3,515	1,770
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	2,126	2,165	2,298	2,431	3,237
合 計	40,002	41,074	41,401	43,545	46,764

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (決算額)	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)
人件費	10,644	10,483	10,473	10,169	9,847
扶助費	3,225	3,431	3,751	3,903	4,153
公債費	5,377	5,580	6,024	6,007	5,822
一般行政経費	8,975	8,243	8,068	8,423	10,217
繰出金	4,534	4,723	4,235	4,731	4,473
投資的経費	5,159	7,086	7,271	7,451	7,318
うち合併特例事業	836	3,099	3,935	4,725	2,629
その他	1,190	670	874	1,150	1,897
合 計	39,104	40,216	40,696	41,834	43,727

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)
市税	6,823	6,800	7,142	7,452	7,504
地方譲与税・各種交付金	1,958	1,841	1,745	1,754	1,770
地方交付税	19,574	24,080	20,557	21,391	19,374
うち普通交付税	18,158	18,745	18,573	18,431	17,873
うち特別交付税	1,416	2,189	1,323	1,268	1,229
うち災害復興特別交付税	0	3,146	661	1,692	272
分担金・負担金・使用料・手数料	979	1,030	1,025	1,041	1,046
国・県支出金	6,291	11,474	12,985	9,929	8,484
財産収入・寄附金	327	363	205	189	171
市債	4,562	3,869	5,332	3,829	3,485
うち合併特例債	738	879	1,844	766	944
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	4,102	3,497	5,392	4,403	6,207
合 計	44,616	52,954	54,383	49,988	48,041

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (決算額)	平成26年度 (決算額)
人件費	9,695	9,255	8,728	8,273	7,912
扶助費	5,265	5,805	5,748	5,743	5,978
公債費	5,606	5,718	6,427	5,994	6,105
一般行政経費	9,305	12,827	13,603	11,737	11,645
繰出金	4,666	5,325	5,504	5,724	5,152
投資的経費	4,623	6,411	7,779	7,259	6,052
うち合併特例事業	1,176	1,192	3,025	1,109	1,183
その他	2,942	4,049	4,239	2,811	2,206
合 計	42,102	49,390	52,028	47,541	45,050

3

後期財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)
市税	7,401	7,627	7,778	7,850	7,731
地方譲与税・各種交付金	2,458	2,270	2,421	2,491	2,489
地方交付税	19,417	19,002	17,761	20,907	18,817
うち普通交付税	17,780	17,225	16,244	15,446	15,167
うち特別交付税	1,289	1,200	1,192	1,140	1,735
うち災害復興特別交付税	348	577	325	4,321	1,915
分担金・負担金・使用料・手数料	1,053	959	957	885	822
国・県支出金	7,874	8,506	7,931	9,472	8,504
財産収入・寄附金	340	342	245	326	321
市債	5,844	6,499	6,801	8,030	6,370
うち合併特例債	2,939	2,103	2,374	3,122	3,271
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	4,221	4,967	3,756	4,183	4,698
合 計	48,608	50,172	47,650	54,144	49,752

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)
人件費	7,991	7,727	7,768	7,595	7,544
扶助費	6,480	6,956	7,225	7,206	7,450
公債費	5,166	6,583	7,030	6,841	5,494
一般行政経費	12,331	12,477	11,890	12,238	12,784
繰出金	5,673	5,307	5,015	5,182	5,014
投資的経費	5,949	7,105	5,324	12,233	7,871
うち合併特例事業	3,252	2,675	3,249	3,768	3,895
その他	3,512	2,372	1,969	1,518	1,266
合 計	47,102	48,527	46,221	52,813	47,423

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度	令和6年度
市税	7,754	7,656	7,745	7,534	7,547
地方譲与税・各種交付金	2,729	3,019	2,986	2,989	3,002
地方交付税	16,530	17,377	17,047	16,687	16,601
うち普通交付税	15,141	15,941	15,500	15,340	15,325
うち特別交付税	1,169	1,254	1,418	1,235	1,235
うち災害復興特別交付税	220	182	129	112	41
分担金・負担金・使用料・手数料	803	785	771	768	936
国・県支出金	18,016	12,596	10,125	9,683	8,867
財産収入・寄附金	439	754	599	605	621
市債	4,120	3,357	3,514	2,952	4,641
うち合併特例債	1,412	798	331	581	2,417
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	4,284	3,620	4,811	4,725	3,573
合 計	54,675	49,164	47,598	45,943	45,788

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度	令和6年度
人件費	7,688	7,658	7,512	7,911	7,811
扶助費	7,484	9,210	8,090	7,814	7,697
公債費	4,834	5,253	6,259	4,798	4,661
一般行政経費	23,062	16,261	15,996	16,836	14,448
繰出金	3,183	3,130	3,221	2,457	2,470
投資的経費	5,053	3,092	3,233	3,963	6,493
うち合併特例事業	2,128	1,533	518	993	3,852
その他	2,333	3,333	1,951	2,164	2,208
合 計	53,637	47,937	46,262	45,943	45,788

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市税	7,544	7,488	7,345	7,294	7,236
地方譲与税・各種交付金	3,002	3,002	3,002	3,002	3,002
地方交付税	16,536	16,367	16,165	15,961	15,988
うち普通交付税	15,278	15,136	14,938	14,752	14,789
うち特別交付税	1,235	1,231	1,227	1,209	1,199
うち災害復興特別交付税	23	0	0	0	0
分担金・負担金・使用料・手数料	963	963	963	963	963
国・県支出金	8,712	8,078	8,391	8,613	8,639
財産収入・寄附金	621	671	671	671	671
市債	4,559	3,507	4,795	8,126	6,192
うち合併特例債	2,873	2,534	3,769	6,708	4,691
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	3,242	3,083	3,159	2,684	2,685
合 計	45,179	43,159	44,491	47,314	45,376

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人件費	7,798	7,721	7,684	7,683	7,642
扶助費	7,689	7,685	7,685	7,690	7,699
公債費	4,667	4,718	5,223	4,420	4,294
一般行政経費	14,066	13,300	12,955	12,752	13,171
繰出金	2,477	2,479	2,480	2,481	2,482
投資的経費	6,241	4,922	6,083	9,970	7,903
うち合併特例事業	4,287	3,266	4,725	8,069	5,964
その他	2,241	2,334	2,381	2,318	2,185
合 計	45,179	43,159	44,491	47,314	45,376

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	令和12年度
市税	7,092
地方譲与税・各種交付金	3,002
地方交付税	15,582
うち普通交付税	14,393
うち特別交付税	1,189
うち災害復興特別交付税	0
分担金・負担金・使用料・手数料	963
国・県支出金	7,936
財産収入・寄附金	671
市債	2,953
うち合併特例債	1,036
その他(繰入金・繰越金・諸収入)	2,441
合 計	40,640

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	令和12年度
人件費	7,648
扶助費	7,714
公債費	4,284
一般行政経費	12,767
繰出金	2,483
投資的経費	3,743
うち合併特例事業	1,030
その他	2,001
合 計	40,640